

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月29日

【事業年度】 第47期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

【会社名】 株式会社極楽湯ホールディングス

【英訳名】 GOKURAKUYU HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長グループCEO 新川 隆 丈

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町二丁目4番地

【電話番号】 03(5275)4126(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部長 日 高 航 太

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町二丁目4番地

【電話番号】 03(5275)4126(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部長 日 高 航 太

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次		第43期	第44期	第45期	第46期	第47期
決算年月		2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高(注3)	(千円)	10,036,845	12,768,898	14,082,274	15,164,192	16,246,367
経常利益	(千円)	751,504	184,110	720,137	1,279,675	1,326,333
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失( )	(千円)	1,979,290	304,459	697,448	769,850	928,954
包括利益	(千円)	2,107,587	286,597	885,091	734,486	941,486
純資産額	(千円)	12,695	149,354	2,997,279	3,820,139	4,906,163
総資産額	(千円)	17,274,246	15,171,342	11,345,970	13,024,445	13,071,453
1株当たり純資産額	(円)	16.33	6.04	87.79	113.41	145.41
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失( )	(円)	99.20	14.20	24.69	24.69	29.49
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	-	-	23.84	23.81	28.38
自己資本比率	(%)	2.0	0.9	24.1	27.4	35.3
自己資本利益率	(%)	-	-	53.8	24.5	22.7
株価収益率	(倍)	-	-	16.6	19.3	16.4
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,499,153	836,235	1,575,264	2,195,012	1,299,900
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	655,828	175,552	1,107,049	1,205,188	2,081,686
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	456,651	1,755,602	2,655,936	957,731	595,904
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	6,172,975	5,429,952	2,865,547	2,897,639	1,519,949
従業員数 [ほか、平均臨時雇用者数]	(名)	373 [610]	373 [732]	172 [782]	181 [698]	188 [891]

- (注) 1 第43期及び第44期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
- 2 第43期及び第44期における自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。
- 3 「法人税、住民税及び事業税に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を第46期の期首から適用しており、第45期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、主要な経営指標等に与える影響はありません。また、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)については第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、第46期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。なお、主要な経営指標等に与える影響はありません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次		第43期	第44期	第45期	第46期	第47期
決算年月		2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高	(千円)	96,078	567,130	865,466	1,032,936	1,197,922
経常利益	(千円)	256,465	90,213	312,286	467,506	433,727
当期純利益又は 当期純損失( )	(千円)	5,760,371	337,949	1,519,076	864,873	781,125
資本金	(千円)	3,973,338	4,216,509	5,202,871	5,252,261	2,206,556
発行済株式総数	(株)	20,662,600	22,808,300	31,090,300	31,414,600	31,722,000
純資産額	(千円)	997,167	884,607	2,700,976	3,618,405	4,553,348
総資産額	(千円)	10,676,349	8,502,412	6,991,152	7,041,428	7,197,266
1株当たり純資産額	(円)	63.98	51.37	78.26	106.98	134.29
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	6.00 (-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失( )	(円)	288.71	15.76	53.77	27.73	24.80
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	-	-	51.96	26.75	23.86
自己資本比率	(%)	12.4	13.8	34.8	47.7	59.2
自己資本利益率	(%)	-	-	240.9	29.9	20.5
株価収益率	(倍)	-	-	1.6	17.2	19.6
配当性向	(%)	-	-	-	-	24.2
従業員数 [ほか、平均臨時雇用者数]	(名)	6 [-]	5 [-]	4 [-]	8 [-]	19 [-]
株主総利回り (比較指標： 配当込みT O P I X)	(%)	54 (150)	38 (132)	69 (196)	124 (213)	141 (202)
最高株価	(円)	336	293	470	552	515
最低株価	(円)	266	210	253	368	426

- (注) 1 最高・最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。
- 2 第43期及び第44期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載していません。
- 3 第43期及び第44期における自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失であるため、記載していません。
- 4 第43期まで、株主総利回りの比較指標にJASDAQ INDEXを用いておりましたが、2022年4月4日の東京証券取引所の市場再編に伴い廃止されました。このため第44期から比較指標を継続して比較することが可能な配当込みT O P I Xに変更しております。
- 5 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を第46期の期首から適用しており、第45期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、第46期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。なお、主要な経営指標等に与える影響はありません。

## 2 【沿革】

年月	概要
1980年4月	三洋実業株式会社（現、株式会社極楽湯ホールディングス）を設立
1984年8月	株式会社フォーラムに商号を変更
1993年4月	株式会社自然堂（東京自然堂 - 1999年4月の合併で消滅）を設立
1996年12月	F C 1号店としてスーパー銭湯極楽湯古川店を開店
1997年3月	株式会社フォーラムを株式会社自然堂に商号変更 （大阪自然堂 - 1999年4月の合併により存続）
1998年3月	直営1号店としてスーパー銭湯極楽湯奈良店を開店
1999年3月	F C 3店舗（大成店、麻生田店、多賀城店）を開店
1999年4月	大阪自然堂が東京自然堂を吸収合併 存続会社名を株式会社自然堂とする
2000年3月	直営2店舗（福島店、宇都宮店）、F C 4店舗（佐賀店、入間店、取手店、香椎店）を開店
2001年3月	F C 4店舗（鎌ヶ谷店、南草津店、南福岡店、名取店）を開店
2002年3月	直営2店舗（彦根店、幸手店）、F C 4店舗（浜松幸店、東大阪店、小倉店、長崎店）を開店
2002年11月	日本証券業協会に店頭売買有価証券として株式を登録（現、東京証券取引所スタンダード市場）
2003年3月	直営1店舗（柏店）、F C 3店舗（枚方店、八戸店、長岡店）を開店
2004年3月	直営2店舗（茨木店、堺泉北店）、 F C 3店舗（浜松佐鳴台店、尼崎店、さっぽろ弥生店）を開店
2004年6月	第三者割当増資を実施 資本金1,334百万円
2005年3月	直営1店舗（和光店）、F C 1店舗（仙台泉店）を開店
2006年3月	直営4店舗（大和橿原店、金沢野々市店、横浜芹が谷店、豊橋店）、 F C 3店舗（さっぽろ手稲店、仙台南店、吹田店）を開店
2006年4月	第三者割当増資を実施 資本金2,030百万円
2006年7月	株式会社自然堂を株式会社極楽湯に商号変更
2007年1月	株式分割（普通株式1株につき5株）を実施
2007年3月	直営4店舗（青森店、多摩センター店、福井店、津店）を開店
2008年3月	直営2店舗（宮崎店、三島店）、F C 1店舗（福島いわき店）を開店
2009年3月	F C 2店舗（札幌美しが丘店、福島郡山店）を開店
2010年3月	直営2店舗（千葉稲毛店、上尾店）を開店、F C 1店舗（吹田店）を直営化
2011年4月	極楽湯（上海）沐浴有限公司を設立（現、極楽湯（上海）沐浴股份有限公司）
2013年2月	海外系列1号店として上海（中国）に滞在型大型温浴施設を出店（極楽湯 碧雲温泉館）
2013年4月	直営1店舗（福島店）をF C化
2014年4月	直営1店舗（水戸店）を開店、香港に極楽湯中国控股有限公司を設立
2014年8月	滞在型大型温浴施設として直営1店舗（RAKU SPA 鶴見）を開店。 「RAKU SPA」ブランド開始
2014年10月	F C 1店舗（浜松佐鳴台店）を直営化
2015年2月	海外系列1店舗（極楽湯 金沙江温泉館）を開店
2015年10月	F C 1店舗（京王高尾山温泉）を開店
2016年3月	F C 1店舗（鷹山の湯）を開店
2016年8月	直営の浜松佐鳴台店をRAKU SPA Cafe 浜松に改装
2016年11月	海外系列1店舗（極楽湯 金銀潭温泉館）を開店

2017年 1月	新設分割を実施 持株会社制度に移行 株式会社極楽湯を株式会社極楽湯ホールディングスに商号変更 新たに事業会社、株式会社極楽湯(100%子会社)を設立
2017年 8月	第三者割当増資を実施 資本金3,560百万円
2017年 9月	四ッ谷(新宿区)に飲食店「麹町ばらく」を出店
2017年11月	海外系列F C 1店舗(極楽湯 青島紅樹林館)を開店
2017年12月	海外系列F C 1店舗(極楽湯 川沙温泉館)を開店
2018年 2月	海外系列1店舗(極楽湯 嘉定温泉館)を開店
2018年 6月	直営1店舗(RAKU SPA GARDEN 名古屋)を開店
2018年10月	海外系列F C 1店舗(極楽湯 博大温泉館)を開店 海外系列1店舗(極楽湯 嘉定温泉館)をF C化
2018年11月	自己株式の取得
2019年 1月	海外系列1店舗(極楽湯 欧亜温泉館)を開店
2019年 2月	直営1店舗(麹町ばらく 晴海トリトンスクエア店)を開店
2019年 3月	直営1店舗(RAKU SPA 1010 神田)を開店
2019年 7月	事業譲渡を受け直営5店舗(女池店、松崎店、槇尾店、富谷店、羽生温泉)を取得
2019年10月	海外系列F C 1店舗(極楽湯 宝山温泉館)を開店
2020年 1月	F C 1店舗(南草津店)を閉店
2020年 3月	F C 1店舗(福島店)を閉店
2020年 4月	株式会社エオネックス、株式会社利水社、株式会社湯ネックス(祥楽の湯 一宮店、津幡店)をグループ化
2020年 6月	直営1店舗(RAKU CAFE 門前仲町)を開店 「RAKU CAFÉ」ブランド開始
2020年11月	海外系列1店舗(極楽湯 金銀潭温泉館)をF C化
2021年 1月	直営1店舗(奈良店)を閉店 海外系列F C 1店舗(極楽湯 即墨温泉館)を開店
2021年 4月	直営1店舗(宮崎店)をF C化
2021年 7月	海外系列F C 1店舗(極楽湯 百万石温泉街)を開店 F C 1店舗(さっぽろ手稲店)を閉店
2021年 8月	F C 1店舗(さっぽろ弥生店)を閉店
2022年11月	海外系列F C 1店舗(極楽湯 北大湖温泉館)を開店
2023年 1月	海外系列F C 1店舗(極楽湯 臨港温泉館)を開店 RAKU CAFE 門前仲町を池袋に移転(RAKU CAFE 池袋) 直営1店舗(麹町ばらく晴海トリトンスクエア店)を閉店
2023年 3月	海外系列F C 1店舗(極楽湯 旅籠温泉酒店)を開店
2023年 4月	株式会社極楽湯が合同会社極楽湯東日本を吸収合併
2023年 6月	海外系列F C 1店舗(極楽湯 武義温泉館)を開店
2023年 7月	第三者割当増資を実施 資本金5,163百万円
2023年 8月	F C 店1店舗(福島いわき店)を閉店 新たに事業会社、株式会社GK Marketing(100%子会社)を設立
2023年10月	直営1店舗(幸手店)を閉店
2023年12月	海外系列F C 1店(北大湖極楽湯百万石温泉ホテル)を開店
2024年 3月	F C 1店舗(尼崎店)を閉店

2024年5月	グループ1店舗(祥楽の湯 津幡店)を閉店			
2024年11月	その他直営店1店舗(RAKU CAFE 池袋)を移転			
	海外系列3店舗(極楽湯 嘉定温泉館、極楽湯 即墨温泉館、極楽湯 武義温泉館)を閉店			
2024年12月	直営店1店舗(RAKU SPA BAY 横浜)を開店			
	直営店1店舗(RAKU SPA Station 府中)を開店			
2025年1月	パートナー店1店舗(ヒナタの杜 小戸の湯どころ)を追加			
	海外系列F C 1店舗(極楽湯 青浦店)を開店			
2025年2月	その他直営店1店舗(RAKU CAFE 心斎橋)を開店			
2025年3月	直営店1店舗(吹田店)を閉店			
	直営店1店舗(極楽湯ロイヤル川口)を開店			
2025年12月	直営店1店舗(RAKU SPA Station 武蔵小金井)を開店			
	グループ店1店舗(祥楽の湯 一宮店)を閉店			
2026年1月	海外系列F C 1店舗(蘇州温泉館)を開店			
2026年2月	海外系列3店舗(極楽湯 青浦店、極楽湯 金銀潭温泉館、極楽湯 臨港温泉館)を閉店			
	(2026年6月現在の店舗数)			
	極楽湯・RAKU SPA	日本	直営	30店舗
			F C	10店舗
		海外	系列	11店舗
	RAKU CAFE	日本	直営	2店舗
	ヒナタの杜	日本	パートナー	1店舗
				合計54店舗

### 3 【事業の内容】

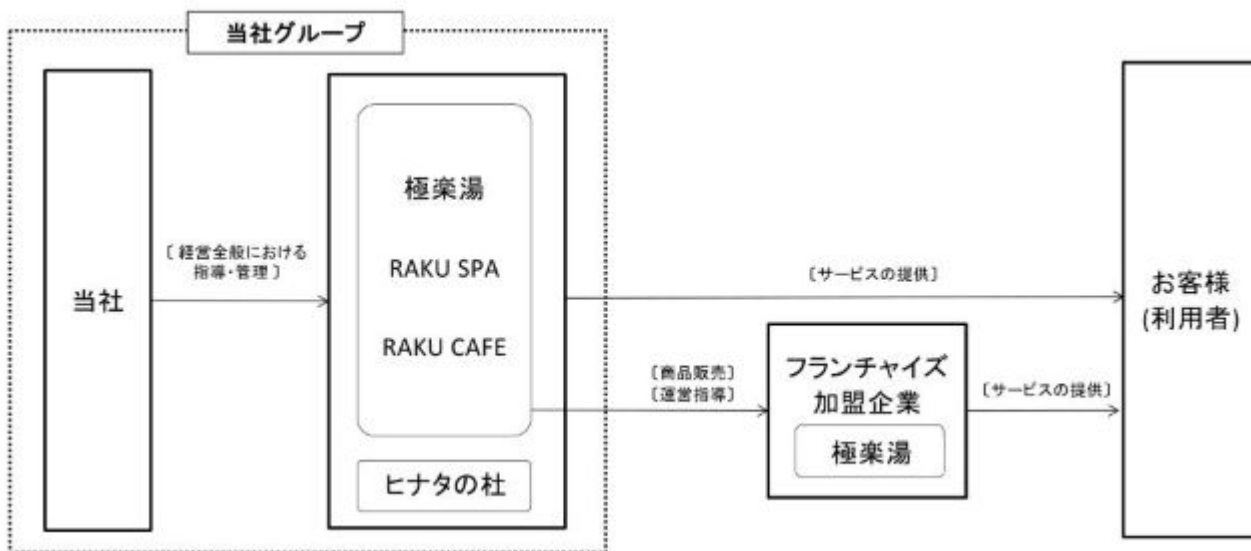
当社グループは、当社及び当社の連結子会社2社を中心に構成されており、温浴事業を中核事業としております。

当社グループの事業にかかる位置付け及びセグメントとの関連は、下記のとおりであります。

なお、当社グループの報告セグメントは「日本」のみであり、セグメント情報の開示の重要性が乏しいため、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメント情報の記載を省略しております。

当社グループは、「極楽湯」・「RAKU SPA」の名称にて温浴施設を展開しており、現在、40店舗（直営30、フランチャイズ10）を出店しております。直営店では温浴施設の入館料収入及び飲食収入、整体や理髪、物販等の収入を得ており、フランチャイズ店では加盟契約に基づき、スーパー銭湯経営に関する商品販売収入とノウハウ等の提供によるロイヤリティ収入等を得ております。また、パートナー「ヒナタの杜」1店舗に加え、関連事業として「RAKU CAFE」2店舗（直営）を出店しております。

当社グループの事業系統図は次のとおりであります。なお、主要な関係会社については、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」をご参照ください。



## 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な 事業の内 容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容	
(連結子会社)						
株式会社極楽湯	東京都 千代田区	40,000	温浴事業	100.00	資金の貸付、 役員の兼任3名	(注)1,2,3,4
株式会社GK Marketing	東京都 千代田区	10,000	温浴事業	100.00	役員の兼任3名	(注)1,2,5
(持分法適用関連会社)						
株式会社エオネックス	石川県 金沢市	33,833	温泉事業 環境事業 温浴事業	33.96	役員の兼任2名	(注)2

(注)1 特定子会社であります。

2 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している子会社はありません。

3 株式会社極楽湯は債務超過会社であり、債務超過額は1,684,343千円であります。

4 株式会社極楽湯については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1)売上高	15,078,108千円
(2)経常利益	714,982千円
(3)当期純利益	412,278千円
(4)純資産額	1,684,343千円
(5)総資産額	9,073,279千円

5 株式会社GK Marketingについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1)売上高	2,368,017千円
(2)経常利益	87,371千円
(3)当期純利益	57,577千円
(4)純資産額	134,947千円
(5)総資産額	518,416千円

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

#### (1) 会社の経営の基本方針

温浴施設「極楽湯」「RAKU SPA」において、時代の変化や顧客ニーズを的確に捉えた、質の高いサービスを提供することで、顧客満足度を高め、企業として適切な利益を安定的に獲得する  
あらゆるステークホルダーを重視した経営を行い、その健全な関係の維持・発展に努める  
各地域の文化や慣習を尊重し、地域に根ざした企業活動を通じて、経済・社会の発展に貢献する  
「開かれた企業経営体質」を基本に、危機管理体制の構築と法令遵守を徹底する  
ホスピタリティ、チャレンジ精神、経営マインドを持った人材を育成する  
この経営方針のもと、経営基盤の拡充及び経営の効率化を図り、企業価値の最大化に努めてまいります。

#### (2) 目標とする経営指標

当社グループは、既存店と新店それぞれ店舗の改装や企画イベント、安心・安全の付加価値のあるサービスを通じて顧客満足度を高め、来店客数と売上高、店舗利益の向上を図るとともに、新モデルや新業態の店舗等の開発により顧客の増大を目指しております。来店客数と売上高の拡大に加え、コストや業務の効率化を推進することを重視した経営により、収益体質の強化に努めております。

#### (3) 経営環境及び中長期的な会社の経営戦略、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

##### 出店戦略の再構築

60店舗体制の確立に向けて今後も直営店出店に重点をおいた店舗開発に取り組んでまいります。併せて、出店場所の確保のための出店候補地に関する情報収集強化や、投資効率の更なる向上を図るための出店条件精査にも一層注力してまいります。

また、既存店につきましても、収益向上を目的とした改装など様々な見直しを積極的に検討し、実施してまいります。

##### 人材の確保・育成

60店舗体制の確立及び直営店に重点を置いた出店戦略を推進していくに当たり、店舗数及び業務の拡大に対応できうる人材の確保及び育成が重要であり、今後も採用活動の強化と社員に対する教育・研修に注力してまいります。

##### 衛生管理及び設備の維持管理

当社グループは、衛生管理の徹底を最重要事項として取り組んでおります。お客様に快適かつ安心してご利用いただけるよう、営業中の定期的な水質検査や浴場配管設備の清掃を徹底しております。また、施設の経年劣化に伴って設備の維持管理が重要となりますので、今まで以上に店舗設備のメンテナンスにも注力し、安心かつ安全で清潔な施設運営に努めてまいります。

##### 新形態・新業態の開発

当社グループがこれまでに蓄積してまいりました温浴施設を核とした店舗開発・運営に関するノウハウを活かし、様々な業態とのコラボレーションや従来の郊外型施設とは異なる“都市型温浴施設”など、これまでの形態や立地にとらわれ過ぎることなく、より魅力的な付加価値の高い施設に加え、新業態の開発を展開することに積極的に取り組んでまいります。

##### 子会社の管理・統括

当社が温浴事業を承継するために設立した「株式会社極楽湯」等について、適正かつ健全な経営が行われるよう積極的にサポートすると共に統括してまいります。

今後も当社グループのブランド力の向上及び業績への貢献を図るために、事業展開を円滑に推進できるよう努めてまいります。

##### 外部環境の著しい変化に対する適切な対応

近年多発する気候変動による自然災害の激甚化や大規模な地震の発生、感染症の拡大等により当社グループの運営店舗における営業時間の短縮や臨時休業、来店客数が大幅に減少する等の影響が懸念されます。

市場動向が不透明な環境下におきましては、日本国内の動向にとどまらず世界経済の動向にも注視しながら、資金管理や店舗運営管理において、柔軟かつ慎重に対応してまいります。

## 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものです。

### (1) ガバナンス

当社グループでは、持続可能性の観点から企業価値を向上させるため、サステナビリティの目標達成に向けて取り組んでおり、取締役会にて年間に1回、活動結果の報告と有効性についての協議を行っております。

### (2) 戦略

当社グループの企業理念である『人と自然を大切に思い、人の心と体を「癒」すことにより、地域社会に貢献する』の実現への取り組みは、サステナビリティ（SDGs）の取り組みと目的を同じくするものであり、持続可能な発展に向け当社で働く一人ひとりがこの理念に基づいて行動することで、サステナビリティ（SDGs）の達成を推進してまいります。

また、当社グループにおける、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する取り組みとして、女性が参画する多様性に富んだ組織構築のために、次のとおり行動計画を策定しております。

正社員採用者に占める女性比率を40%以上とする

女性管理職を10名以上にする

社員の年次有給休暇取得率50%以上を維持する

### (3) リスク管理

サステナビリティに係るリスクについては、担当役員を配置し、環境・地球温暖化問題、フードロス、人材の多様性の確保、消費者の安心・安全等、当社グループにとってリスクが大きいと考えられる項目について、各部門の責任者と協議し管理するとともに、優先的に対応すべきリスクの絞り込みを行っております。また、必要に応じて適宜取締役会での協議を行います。なお、リスクの絞り込みには当社グループの活動が環境・社会に与える影響や発生可能性等を踏まえて行います。

### (4) 指標及び目標

上記「(2)戦略」に記載の人的資本に関する方針(人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針)について、次の指標を用いております。

指標	目標	実績 (当連結会計年度)
正社員採用者に占める女性比率を40%以上とする	40%	56.4%
女性管理職を10名以上にする	10名	6名
社員の有給休暇取得率50%以上を維持する	50%	51.5%

### 3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 退店について

当社グループの直営店は基本的に土地を購入せず、土地の有効活用を考える地主等から、定期借地権を設定して賃借する型を取っております。その賃貸借期限が切れた場合もしくは中途解約する場合は原則として、建物を撤去し、現状復帰して返却する必要があり、その現状復帰費用は当社グループの負担となり、該当する店舗においては資産除去債務を計上しているものの、状況により追加費用等により業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 法的規制等について

当社グループはスーパー銭湯を開設、営業するに際して、公衆浴場法のほか、食品衛生管理法、建築基準法等の法令並びに地方自治体の条例、各種行政指導による規制を受けます。当社グループはこれらの法令等の遵守を徹底しており、当局に対して十分に事前打合せや問合せを行っておりますが、万が一、営業許可が下りなかった場合、もしくは承認が長引いた場合は出店計画の修正を余儀なくされ、また既存店舗で法令違反が起きた場合は営業停止等の行政処分によって業績に大きな影響が出ると予想されます。また、これら規制が強化された場合、当社グループが負担するコストが上昇し、業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

#### (3) 水質管理について

公衆浴場において最も大切なものとして浴槽内の水質管理が挙げられます。温浴施設でのレジオネラ属菌による事故が同業店舗で過去に発生していることもあり、当社グループでは誰もが安心・安全に入浴できるよう徹底した水質検査に努めております。具体的には従業員が各浴槽を一時間から二時間毎に巡回し目視及び検査試薬による水質検査を実施し絶えず安全を確認しておりますが、万が一、レジオネラ属菌による事故等が起こった場合、「極楽湯」、「RAKU SPA」としてのブランドが低下し、来店客数が減少する恐れがあります。また、営業停止処分が解除された後も評判が回復するまで時間を要したり、十分に回復しない恐れがあります。

#### (4) 店内で提供する飲食について

当社グループは、店内に飲食スペースを設けており、食品衛生管理法の規制対象として管轄保健所から営業許可を取得しております。定期的な衛生検査等食品衛生管理の遵守を心掛けており、安心安全な食材を提供することを徹底しておりますが、万が一、食中毒が発生した場合には営業停止等の行政処分によって業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) 管理体制について

小規模組織にて運営しておりますが、内部管理体制もこのような規模に応じたものとなっております。今後は事業の拡大に備えて人材の確保・育成に一層の充実を目指しておりますが、人材等の充実が適切かつ十分に進まなかった場合、或いは既存の人材が流出した場合は当社グループの業務執行に支障が生じる可能性があります。

#### (6) その他店舗運営について

当社グループの店舗運営は関係法令に則り、店舗勤務の従業員全員へ店舗運営マニュアルによる指導・教育を徹底し、厳格に管理体制を強化しておりますが、設備運転及び薬品取扱い等での事故のリスクが存在します。これらのリスクに対しては、従業員の指導・教育により発生を予防するとともに必要な保険措置を行うことで、業績への影響を軽減しております。また、大規模な自然災害が発生した場合は、人材、商品、電力の確保に影響が生じ、店舗運営に支障をきたすリスクが依然として存在します。また、電気、ガス、水道、電話などのライフラインが広範囲にわたって長期的に機能停止になった場合には、営業時間の短縮や休業等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### (7) 顧客情報管理について

当社グループは会員に対して各種サービスを提供していることから、恒常的に顧客の機密情報管理には社員教育と守秘義務の認識を醸成し、顧客情報の漏洩防止に努めております。また、システム保守管理に関する委託先企業の社員に対しても当社グループ社員同様厳しく指導しておりますが、万が一、顧客情報が外部に漏れた場合には顧客からのクレームを受け、或いは損害賠償請求を受ける可能性があります。かかる場合には、信用失墜による来店客数の減少等により業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

#### (8) 固定資産の減損について

当社グループは、有形固定資産及びソフトウェアなどの固定資産を保有しております。これらの資産について、経営環境の変化等で、その収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合には、帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として計上することとなるため、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (9) F C加盟店における不祥事及び経営状態について

当社グループは、F C加盟店とフランチャイズ契約を締結することにより「極楽湯」ブランドでの店舗運営を認めておりますが、F C加盟店の不祥事等によって、直営店及び他のF C加盟店に対するお客様の信頼が失墜し、当社グループ店舗全体の来店客数が減少する恐れがあります。加えて、フランチャイズ契約先の経営状態等により、フランチャイズ料及び貸付金等の債権が回収できない可能性があります。

#### (10) 海外への事業展開に係わるリスク

これまで中国にて温浴施設を展開してはりましたが、2023年11月1日付にて当社が中国連結子会社の株式を売却したことに伴い、2023年12月末において中国グループ（中国連結子会社11社）が連結範囲から除外されることとなりましたので、当該リスクにおいては当社グループの業績及び財政状態へ及ぼす影響が大幅に少なくなりました。

#### (11) 為替変動のリスクについて

上記(10)と同じく、中国グループが連結範囲から除外されることになったことから、為替変動が当社グループの業績に及ぼす影響は大幅に減少しました。

#### (12) 電気料金等の上昇について

電気料金等、エネルギーに係る費用は著しく変動する可能性があります。これらのエネルギーコストの増大により、当社グループがサービス提供に必要な設備等の維持運用に係る費用が増加し、当社グループの財政状態や経営成績に悪影響を与える可能性があります。

#### (13) シンジケートローンによる資金調達に伴う財務制限条項への抵触に伴うリスク

当社が締結しておりますシンジケートローン契約には財務制限条項が定められております。

純資産の維持及び利益の維持に関する財務制限条項に抵触した場合、利率の上昇や期限の利益の喪失等、当社の業績及び資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。

### 4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

##### 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費に持ち直しの動きが見られるなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、不安定な世界情勢やエネルギー価格の高騰および為替相場の変動による原材料コストの上昇等、依然として先行きが不透明な状況が続きました。

このような状況の中、当社グループにおいては、連結売上高16,246百万円（前期比7.1%増）、営業利益1,236百万円（前期比8.5%増）、経常利益1,326百万円（前期比3.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益928百万円（前期比20.7%増）となりました。

### キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は1,519百万円（前期は2,897百万円）となりました。

当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

税金等調整前当期純利益1,171百万円、減価償却費715百万円、減損損失150百万円などの加算要因があった一方で、仕入債務の減少164百万円、未払金の減少66百万円および法人税等の支払額312百万円などの減少要因によるものです。前年同期と比較して得られた資金が895百万円減少したのは、主に前期末に計上された仕入債務や未払金の支払が進んだことや法人税等の支払額が208百万円増加した等により営業活動によるキャッシュ・フローは前期に比べ895百万円減少し、1,299百万円の獲得となりました。

#### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

更新投資や新規出店等により有形固定資産の取得による支出が988百万円増加し1,960百万円あったこと等により、投資活動によるキャッシュ・フローは前期に比べ876百万円減少し、2,081百万円の支出となりました。

#### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

長期借入金の返済による支出1,023百万円があったものの、長期借入れによる収入327百万円および新株予約権の行使に伴う株式の発行による収入100百万円があったことにより、財務活動によるキャッシュ・フローは前期に比べ361百万円増加し、595百万円の支出となりました。

### 生産、受注及び販売の実績

#### a. 生産実績

該当事項はありません。

#### b. 受注実績

該当事項はありません。

#### c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前期比(%)
日本	16,246,367	+7.1
合計	16,246,367	+7.1

（注）セグメント間取引については、相殺消去しております。

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

### 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）及び（重要な会計上の見積り）」に記載しております。連結財務諸表を作成するに当たり、必要な見積りを行っており、それらは資産、負債、収益及び費用の計上金額に影響を与えております。これらの見積りは、その性質上判断及び入手し得る情報に基づいて行いますので、実際の結果がこれらの見積りと相違する場合があります。特に以下の事項は、経営者の会計上の見積りの判断が財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすと考えております。

### 固定資産の減損処理

減損の兆候のある資産又は資産グループについて、回収可能価額に基づき減損の判定を行っております。回収可能価額は、使用価値と正味売却価額のいずれか高い方により測定しております。回収可能価額は、事業計画や市場環境の変化により、その見積り金額の前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、追加の減損処理が必要になる可能性があります。

## 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べ47百万円増加し13,071百万円となりました。これは主に、更新投資や新規出店等により有形固定資産及び無形固定資産が合計で1,140百万円増加したことや、持分法による投資利益の計上により関係会社株式が93百万円増加した一方で、借入金の返済や更新投資および新規出店等により現金及び預金が1,377百万円減少したこと等によるものであります。

次に、負債合計は、前連結会計年度末に比べ1,039百万円減少し8,165百万円となりました。これは主に、新たな借入金327百万円の実行があったものの約定返済552百万円および繰上返済471百万円により長期借入金が696百万円減少したことや、前連結会計年度末に開催した大型のコラボイベントに向けた先行仕入の影響が解消されたことで買掛金が164百万円減少したことに加えて、前連結会計年度末に実施した店舗修繕工事に係る支払いが完了し未払金が90百万円減少したこと等によるものであります。

最後に、純資産合計は、前連結会計年度末に比べ1,086百万円増加し4,906百万円となりました。これは主に、利益剰余金が928百万円増加したこと等によるものであります。また、自己資本比率につきましては、35.3%となりました。

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。

当連結会計年度における業績は、売上面におきましては、前期にオープンした店舗が通期にわたり稼働し、売上高の底上げに寄与いたしました。加えて、アニメコンテンツやVtuber等とのコラボイベントを継続的に実施したほか、各店舗が地域特性に応じて実施した独自のお風呂・サウナイベントが奏功し、幅広い客層の獲得を実現いたしました。また、入館料金の改定に加え、2025年12月5日に「RAKU SPA Station 武蔵小金井」（東京都小金井市）を直営店としてオープンしたこと等により売上高は増加しました。

費用面におきましては、新店オープンに伴う初期費用の計上や、最低賃金の引き上げに伴う労務費の増加が利益を圧迫する要因となりました。しかしながら、増収効果がこれらのコスト増加を十分に吸収し、利益を大きく押し上げる結果となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、前連結会計年度を上回る増収増益となり、上場以来の最高益を達成した前期実績をさらに上回り、過去最高益を更新いたしました。

今後の新店については、2027年春頃に「RAKU SPA 足立江北（仮称）」を直営店として、東京都足立区の環七通りと日暮里・舎人ライナー沿いの好立地にオープンを予定しています。引き続き売上拡大に向けて、新規出店においても積極的に取り組んでまいります。

当社グループの連結業績予想につきましては、現時点においてその影響額を合理的に算出することが困難であると判断し、未定といたします。今後、合理的な予想の開示が可能になった時点で速やかに公表いたします。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

### a. キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容

「第2事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フロー状況」に記載のとおりです。

### b. 資本の財源及び資金の流動性

該当事項はありません。

## 5 【重要な契約等】

当社は、2026年1月22日に開催された取締役会において、シンジケートローン契約の締結を下記のとおり決議いたしました。

### 1．シンジケートローン契約の概要

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 契約日      | 2026年2月18日  |
| (2) 資金使途     | 株式会社極楽湯の新規出店費用  |
| (3) アレンジャー   | 株式会社三井住友銀行  |
| (4) コ・アレンジャー | 株式会社みずほ銀行   |
| (5) 借入先      | 株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、<br>株式会社商工組合中央金庫、株式会社りそな銀行   |
| (6) 組成総額     | 1,760百万円  |
| (7) 最終返済期限   | 2034年5月31日  |
| (8) 適用金利     | 変動金利  |
| (9) 担保提供     | なし  |
| (10) 財務制限条項  | 2026年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2025年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。<br>2026年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。 |

### 2．シンジケートローン契約の目的

2025年9月3日に開示しております「新規出店に関するお知らせ(RAKU SPA 足立江北)」に記載の新規出店費用に充当することを目的としております。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当社グループにおける当連結会計年度の設備投資(のれんを除く)は、店舗設備に関するものを中心に全体で1,460,230千円の投資を実施いたしました。

これは主に株式会社極楽湯において既存店の設備更新等に1,023,634千円、「RAKU SPA Station 武蔵小金井」の設備投資等に66,094千円、「RAKU SPA 足立江北(仮称)」の設計・建設等に370,502千円の投資を実施したよるものであります。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

2026年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	その他		合計
株式会社極楽湯 ホールディングス	極楽湯 上尾店 (埼玉県上尾市)	店舗敷地 駐車場			182,051 (5,142.43)		182,051	
株式会社極楽湯 ホールディングス	極楽湯 和光店 (埼玉県和光市)	店舗敷地 駐車場			1,120,174 (6,018.97)		1,120,174	

(注) 現在休止中の主要な設備はありません。

##### (2) 国内子会社

2026年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	その他	合計	
株式会社 極楽湯	極楽湯 宇都宮店 (栃木県宇都宮市)	日本	温浴施設	112,333	15,628	-	80	128,042	4(47)
株式会社 極楽湯	極楽湯 彦根店 (滋賀県彦根市)	日本	温浴施設	311,651	16,826	12,337	-	340,814	4(87)
株式会社 極楽湯	極楽湯 柏店 (千葉県柏市)	日本	温浴施設	132,459	17,726	227	54	150,468	5(103)
株式会社 極楽湯	極楽湯 茨木店 (大阪府茨木市)	日本	温浴施設	171,607	23,182	58	168	195,017	3(59)
株式会社 極楽湯	極楽湯 和光店 (埼玉県和光市)	日本	温浴施設	393,862	19,516	16,415	168	429,962	8(149)
株式会社 極楽湯	極楽湯 横浜芹が谷店 (神奈川県横浜市港南区)	日本	温浴施設	163,030	11,155	17,284	-	191,470	7(148)
株式会社 極楽湯	極楽湯 豊橋店 (愛知県豊橋市)	日本	温浴施設	144,009	6,365	270	-	150,645	4(67)
株式会社 極楽湯	極楽湯 多摩センター店 (東京都多摩市)	日本	温浴施設	188,190	17,412	211	-	205,814	5(160)
株式会社 極楽湯	極楽湯 福井店 (福井県福井市)	日本	温浴施設	124,352	9,446	502	-	134,300	3(53)
株式会社 極楽湯	極楽湯 津店 (三重県津市)	日本	温浴施設	116,896	10,669	0	-	127,566	4(111)
株式会社 極楽湯	極楽湯 三島店 (静岡県三島市)	日本	温浴施設	149,085	21,878	-	850	171,815	5(92)
株式会社 極楽湯	極楽湯 千葉稲毛店 (千葉県千葉市)	日本	温浴施設	63,382	9,963	-	3,993	77,339	3(83)
株式会社 極楽湯	極楽湯 上尾店 (埼玉県上尾市)	日本	温浴施設	125,229	17,527	-	-	142,756	-
株式会社 極楽湯	極楽湯 水戸店 (茨城県水戸市)	日本	温浴施設	480,348	13,082	682	3,216	497,330	5(87)
株式会社 極楽湯	RAKU SPA 鶴見 (神奈川県横浜市鶴見区)	日本	温浴施設	1,099,588	63,825	141	3,510	1,167,066	8(252)
株式会社 極楽湯	RAKU SPA Cafe 浜松 (静岡県浜松市)	日本	温浴施設	72,689	3,397	11,876	-	87,963	3(78)
株式会社 極楽湯	RAKU SPA GARDEN 名古屋 (愛知県名古屋市)	日本	温浴施設	170,093	5,683	36,224	48	212,050	7(189)
株式会社 極楽湯	極楽湯 女池店 (新潟県新潟市)	日本	温浴施設	162,377	21,340	-	-	183,717	2(26)
株式会社 極楽湯	極楽湯 松崎店 (新潟県新潟市)	日本	温浴施設	113,458	8,647	-	-	122,106	2(19)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	その他	合計	
株式会社 極楽湯	極楽湯 榎尾店 (新潟県新潟市)	日本	温浴施設	108,120	4,753	-	-	112,874	2(31)
株式会社 極楽湯	極楽湯 富谷店 (宮城県富谷市)	日本	温浴施設	88,565	8,456	-	-	97,022	2(21)
株式会社 極楽湯	極楽湯 羽生温泉 (埼玉県羽生市)	日本	温浴施設	224,183	16,079	-	-	240,263	2(42)
株式会社 極楽湯	RAKU SPA Station 府中 (東京都府中市)	日本	温浴施設	192,245	33,676	-	-	225,921	4(121)
株式会社 極楽湯	RAKU SPA Station 武蔵小 金井 (東京都小金井市)	日本	温浴施設	10,384	26,045	26,113	-	62,544	7(141)
その他	温浴施設 6 店舗、飲食店 2 店舗	日本		204,157	38,968	1,409	10,142	254,680	29(694)

- (注) 1 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。  
2 株式会社極楽湯の従業員のうち提出会社の業務に従事している従業員については、提出会社の従業員数に含めております。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

#### (2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

## (1) 【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	54,600,000
計	54,600,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2026年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年6月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	31,722,000	31,722,000	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数は100株であります。 株主としての権利内容に制限のない、 標準となる株式。
計	31,722,000	31,722,000		

(注) 提出日現在の発行数には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。  
当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。  
当該制度の内容は、以下の通りであります。

(2015年度株式報酬型)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役（社外取締役を除く）に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを、決議されたものであります。

決議年月日	2015年6月25日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2015年7月10日付与分 当社取締役（社外取締役を除く） 5名
新株予約権の数	30個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 3,000株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	（注）2
新株予約権の行使期間	2015年7月11日～2035年7月10日（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 463円 資本組入額 232円（注）4（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）8
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）9

当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2026年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。  
なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。  
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率
- 2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）  
2015年7月10日
- 4 新株予約権の払込金額の算定方法およびその払込の方法  
各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（公正価額）とする。  
なお、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、新株予約権者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。したがって、新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しない。
- 5 新株予約権行使の条件  
新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。  
上記に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合（かかる地位の喪失を以下「退任」という。）は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。  
新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる（当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。）。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記の新株予約権割当契約書に定めるところによる。  
その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。

- 6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 7 新株予約権の取得事由
- 当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合  
会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
- イ 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合  
ロ 当社の取締役を解任された場合  
ハ 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合  
ニ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合  
ホ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合  
ヘ 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合
- 上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。
- 8 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- 9 組織再編行為時における新株予約権の取扱い
- 以下の、またはの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案  
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社（吸収分割の場合）または新設分割により設立する株式会社（新設分割の場合）  
当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案  
株式交換をする株式会社の発行株式数の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社
- 10 新株予約権証券
- 新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

(2016年度株式報酬型)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役（社外取締役を除く）に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを、決議されたものであります。

決議年月日	2016年6月29日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2016年7月14日付与分 当社取締役（社外取締役を除く） 5名
新株予約権の数	555個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 55,500株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	（注）2
新株予約権の行使期間	2016年7月15日～2036年7月14日（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 466円 資本組入額 233円（注）4（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）8
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）9

当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2026年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）

2016年7月14日

4 新株予約権の払込金額の算定方法およびその払込の方法

各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（公正価額）とする。

なお、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、新株予約権者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。したがって、新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しない。

5 新株予約権行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。

上記に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合（かかる地位の喪失を以下「退任」という。）は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。

新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる（当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。）。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記の新株予約権割当契約書に定めるところによる。

その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。

6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7 新株予約権の取得事由

当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合  
会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

イ 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合

ロ 当社の取締役を解任された場合

ハ 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合

ニ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ホ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合

ヘ 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。

#### 8 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 9 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

以下の 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社（吸収分割の場合）または新設分割により設立する株式会社（新設分割の場合）

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

株式交換をする株式会社の発行株式数の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

#### 10 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

(2017年度株式報酬型)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役（社外取締役を除く）に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを、決議されたものであります。

決議年月日	2018年3月16日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2018年3月31日付与分 当社取締役（社外取締役を除く。） 3名
新株予約権の数	685個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 68,500株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	（注）2
新株予約権の行使期間	2018年4月1日～2038年3月31日（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 629円 資本組入額 315円（注）4（注）6
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）8
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）9

当事業年度の末日（2026年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2026年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。
- なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
- 2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）
- 2018年3月31日
- 4 新株予約権の払込金額の算定方法およびその払込の方法
- 各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（公正価額）とする。
- なお、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、新株予約権者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。したがって、新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しない。
- 5 新株予約権行使の条件
- 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。
- 上記に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合（かかる地位の喪失を以下「退任」という。）は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。
- 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる（当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。）。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記の新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- 6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 7 新株予約権の取得事由
- 当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合  
会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

イ 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合

ロ 当社の取締役を解任された場合

ハ 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合

ニ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ホ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合

ヘ 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。

8 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

以下の 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社（吸収分割の場合）または新設分割により設立する株式会社（新設分割の場合）

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

株式交換をする株式会社の発行株式数の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

10 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

(2018年度株式報酬型)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを、決議されたものであります。

決議年月日	2018年6月27日取締役会決議	
付与対象者の区分及び人数	2018年7月14日付与分 当社取締役 3名	
新株予約権の数	365個	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 36,500株(注)1	
新株予約権の行使時の払込金額	(注)2	
新株予約権の行使期間	2018年7月15日～2038年7月14日(注)3	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格	640円
	資本組入額	320円(注)4(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)5	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)8	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9	

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

3 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)

2018年7月14日

4 新株予約権の払込金額の算定方法およびその払込の方法

各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(公正価額)とする。

なお、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、新株予約権者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。したがって、新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しない。

5 新株予約権行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。

上記に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。

新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記の新株予約権割当契約書に定めるところによる。

その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。

6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7 新株予約権の取得事由

当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合  
会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

イ 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合

ロ 当社の取締役を解任された場合

ハ 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合

ニ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ホ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合

ヘ 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。

#### 8 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 9 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

以下の 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社（吸収分割の場合）または新設分割により設立する株式会社（新設分割の場合）

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

株式交換をする株式会社の発行株式数の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

#### 10 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

(2019年度株式報酬型)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを、決議されたものであります。

決議年月日	2019年6月26日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2019年7月13日付与分 当社取締役 3名
新株予約権の数	700個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 70,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	(注)2
新株予約権の行使期間	2019年7月14日～2039年7月13日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 463円 資本組入額 232円(注)4(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)8
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

3 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)

2019年7月13日

4 新株予約権の払込金額の算定方法およびその払込の方法

各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(公正価額)とする。

なお、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、新株予約権者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。したがって、新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しない。

5 新株予約権行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。

上記に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。

新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記の新株予約権割当契約書に定めるところによる。

その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。

6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7 新株予約権の取得事由

当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合  
会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

- イ 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合
- ロ 当社の取締役を解任された場合
- ハ 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合
- ニ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合
- ホ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合
- ヘ 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。

#### 8 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 9 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

以下の 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社（吸収分割の場合）または新設分割により設立する株式会社（新設分割の場合）

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

株式交換をする株式会社の発行株式数の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

#### 10 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

## (第23回 新株予約権)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役、従業員、子会社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、2020年6月30日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	2020年6月30日定時株主総会決議及び2020年6月30日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2020年6月30日付与分 当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社従業員 8名 子会社従業員 161名
新株予約権の数	2,786個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 278,600株
新株予約権の行使時の払込金額	379円
新株予約権の行使期間	2022年7月1日～2026年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 395円 資本組入額 198円
新株予約権の行使の条件	当社取締役、監査役、従業員または子会社従業員の地位を失った後も、一定要件に該当する場合を除き、これを行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。  
 2 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により新株予約権の行使により発行する株式の数を調整いたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価格}}{\text{調整後発行価格}}$$

- 3 当社が株式分割等により発行価格を下回る払込価格で新株を発行するときは、次の算式により権利行使価格を調整いたします。

$$\text{調整後発行価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価格} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(2020年度株式報酬型)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを、決議されたものであります。

決議年月日	2020年6月30日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2020年7月17日付与分 当社取締役 4名
新株予約権の数	700個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 70,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	(注)2
新株予約権の行使期間	2020年7月18日～2040年7月17日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 新株予約権を割り当てる日(2020年7月17日)におけるブラック・ショールズモデルにより算定した新株予約権の公正価額とします。(注)4(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)8
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。
- なお、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
- 2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)  
2020年7月17日
- 4 新株予約権の払込金額の算定方法およびその払込の方法  
各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(公正価額)とする。
- なお、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、新株予約権者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。したがって、新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しない。
- 5 新株予約権行使の条件  
新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。
- 上記に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。
- 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記の新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- 6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 7 新株予約権の取得事由

当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合

会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

イ 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合

ロ 当社の取締役を解任された場合

ハ 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合

ニ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ホ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合

ヘ 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。

#### 8 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 9 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

以下の 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

存続会社（吸収合併の場合）または新設会社（新設合併の場合）

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社（吸収分割の場合）または新設分割により設立する株式会社（新設分割の場合）

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

株式交換をする株式会社の発行株式数の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

#### 10 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

## (第25回 新株予約権)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役、従業員、子会社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、2021年6月28日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	2021年6月28日定時株主総会決議及び2021年6月28日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2021年6月28日付与分 当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社従業員 9名 子会社従業員 151名
新株予約権の数	3,445個(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 344,500株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	306円(注)2
新株予約権の行使期間	2023年7月1日～2027年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 319円 資本組入額 160円(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。

また、新株予約権発行後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は、当該調整の時点で権利行使していない各新株予約権の目的たる株式の数(以下「未発行付与株式数」という。)についてのみ行われ、調整により生じる1株の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社になる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受ける株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を含まない。)を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「自己株式処分前の株価」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社になる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

3 新株予約権行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役、従業員

員、子会社取締役または子会社従業員の地位を失った後も、これを行使することができる。

但し、新株予約権者が次の事由のいずれかに該当する場合は、新株予約権を行使することができない。

- ）取締役、監査役もしくは子会社取締役を解任され、または正当な理由なく辞任した場合
- ）従業員、子会社従業員を解雇された場合
- ）取締役、監査役、従業員、子会社取締役または子会社従業員が、当社と競業する会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社の利益に反する行為を行ったと認められる場合
- ）取締役、監査役、子会社取締役の在任期間が1年に満たず、または割当日から6か月に満たない場合
- ）退職した従業員（管理職を除く）、子会社従業員（管理職を除く）の在籍期間が3年に満たず、または割当日から1年に満たない場合
- ）退職した従業員（管理職）、子会社従業員（管理職）の在籍期間が1年に満たず、または割当日から1年に満たない場合

新株予約権の相続による承継は、新株予約権者が被相続人となる相続においてのみ、これを認める。当該相続後の相続における相続人は、新株予約権を承継することができない。

割当日から権利行使時に至るまでの間、新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

#### 4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 5 新株予約権の取得事由

新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。

上記に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合（かかる地位の喪失を以下「退任」という。）は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。

新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる（当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。）。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記の新株予約権割当契約書に定めるところによる。

その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(2021年度株式報酬型)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを、決議されたものであります。

決議年月日	2021年6月28日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2021年7月15日付与分 当社取締役 4名
新株予約権の数	800個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 80,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	(注)2
新株予約権の行使期間	2021年7月16日～2041年7月15日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 新株予約権を割り当てる日(2021年7月15日)におけるブラック・ショールズモデルにより算定した新株予約権の公正価額とします。(注)4(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)8
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。
- なお、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
- 2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)  
2021年7月15日
- 4 新株予約権の払込金額の算定方法およびその払込の方法  
各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(公正価額)とする。
- なお、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、新株予約権者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。したがって、新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しない。
- 5 新株予約権行使の条件  
新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。
- 上記に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。
- 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記の新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- 6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 7 新株予約権の取得事由

当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合

会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

イ 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合

ロ 当社の取締役を解任された場合

ハ 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合

ニ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ホ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合

ヘ 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。

#### 8 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 9 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

以下の 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

存続会社（吸収合併の場合）または新設会社（新設合併の場合）

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社（吸収分割の場合）または新設分割により設立する株式会社（新設分割の場合）

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

株式交換をする株式会社の発行株式数の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

#### 10 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

## (第27回 新株予約権)

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役、従業員、子会社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、2022年9月28日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	2022年9月28日定時株主総会決議及び2022年9月28日取締役会決議	
付与対象者の区分及び人数	2022年9月28日付与分	
	当社取締役	7名
	当社監査役	3名
	当社従業員	6名
	子会社従業員	149名
新株予約権の数	4,442個	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 444,200株(注)1	
新株予約権の行使時の払込金額	285円(注)2	
新株予約権の行使期間	2024年10月1日～2028年9月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格	285円
	資本組入額	143円(注)4
新株予約権の行使の条件	(注)3	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、100株とする。

また、新株予約権発行後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は、当該調整の時点で権利行使していない各新株予約権の目的たる株式の数(以下「未発行付与株式数」という。)についてのみ行われ、調整により生じる1株の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社になる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で必要と認める未発行付与株式数の調整を行うことができる。

## 2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受ける株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を含まない。)を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「自己株式処分前の株価」に読み替えるものとする。

また、新株予約権発行後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併をし、当社が吸収合併存続会社になる場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

## 3 新株予約権行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役、従業員

員、子会社取締役または子会社従業員の地位を失った後も、これを行使することができる。

但し、新株予約権者が次の事由のいずれかに該当する場合は、新株予約権を行使することができない。

- ）取締役、監査役もしくは子会社取締役を解任され、または正当な理由なく辞任した場合
- ）従業員、子会社従業員を解雇された場合
- ）取締役、監査役、従業員、子会社取締役または子会社従業員が、当社と競業する会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、嘱託、コンサルタント等になるなど、当社の利益に反する行為を行ったと認められる場合
- ）取締役、監査役、子会社取締役の在任期間が1年に満たず、または割当日から6か月に満たない場合
- ）退職した従業員（管理職を除く）、子会社従業員（管理職を除く）の在籍期間が3年に満たず、または割当日から1年に満たない場合
- ）退職した従業員（管理職）、子会社従業員（管理職）の在籍期間が1年に満たず、または割当日から1年に満たない場合

新株予約権の相続による承継は、新株予約権者が被相続人となる相続においてのみ、これを認める。当該相続後の相続における相続人は、新株予約権を承継することができない。

割当日から権利行使時に至るまでの間、新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

#### 4 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 5 新株予約権の取得事由

新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。

上記に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合（かかる地位の喪失を以下「退任」という。）は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。

新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる（当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。）。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記の新株予約権割当契約書に定めるところによる。

その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(2022年度株式報酬型)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを、決議されたものであります。

決議年月日	2022年9月28日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2022年10月13日付与分 当社取締役 5名
新株予約権の数	1,100個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 110,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	(注)2
新株予約権の行使期間	2022年10月14日～2042年10月13日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 新株予約権を割り当てる日(2022年10月13日)におけるブラック・ショールズモデルにより算定した新株予約権の公正価額とします。(注)4(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)8
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。
- なお、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
- 2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)  
2022年10月13日
- 4 新株予約権の払込金額の算定方法およびその払込の方法  
各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(公正価額)とする。
- なお、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、新株予約権者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。したがって、新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しない。
- 5 新株予約権行使の条件  
新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。
- 上記に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。
- 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記の新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- 6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 7 新株予約権の取得事由

当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合

会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

イ 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合

ロ 当社の取締役を解任された場合

ハ 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合

ニ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ホ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合

ヘ 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。

#### 8 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 9 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

以下の 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

存続会社（吸収合併の場合）または新設会社（新設合併の場合）

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社（吸収分割の場合）または新設分割により設立する株式会社（新設分割の場合）

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

株式交換をする株式会社の発行株式数の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

#### 10 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

(2023年度株式報酬型)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを、決議されたものであります。

決議年月日	2023年6月28日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2023年6月28日付与分 当社取締役 6名
新株予約権の数	1,100個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 110,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	(注)2
新株予約権の行使期間	2023年7月14日～2043年7月13日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 新株予約権を割り当てる日(2023年6月28日)におけるブラック・ショールズモデルにより算定した新株予約権の公正価額とします。(注)4(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)8
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。
- なお、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$
- 2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)  
2023年7月13日
- 4 新株予約権の払込金額の算定方法およびその払込の方法  
各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(公正価額)とする。
- なお、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、新株予約権者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。したがって、新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しない。
- 5 新株予約権行使の条件  
新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。
- 上記に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。
- 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記の新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- 6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 7 新株予約権の取得事由  
当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合  
会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

イ 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合

ロ 当社の取締役を解任された場合

ハ 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合

ニ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ホ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合

ヘ 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。

#### 8 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 9 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

以下の 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

存続会社（吸収合併の場合）または新設会社（新設合併の場合）

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社（吸収分割の場合）または新設分割により設立する株式会社（新設分割の場合）

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

株式交換をする株式会社の発行株式数の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

#### 10 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

(2024年度株式報酬型)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを、決議されたものであります。

決議年月日	2024年6月26日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2024年6月26日付与分 当社取締役 5名
新株予約権の数	1,200個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 120,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	(注)2
新株予約権の行使期間	2024年7月12日～2044年7月11日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 新株予約権を割り当てる日(2024年6月26日)におけるブラック・ショールズモデルにより算定した新株予約権の公正価額とします。(注)4(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)8
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

3 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)

2024年7月11日

4 新株予約権の払込金額の算定方法およびその払込の方法

各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(公正価額)とする。

なお、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、新株予約権者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。したがって、新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しない。

5 新株予約権行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。

上記に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。

新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記の新株予約権割当契約書に定めるところによる。

その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。

6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7 新株予約権の取得事由

当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合  
会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

イ 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合

ロ 当社の取締役を解任された場合

ハ 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合

ニ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ホ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合

ヘ 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。

8 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

以下の 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

存続会社（吸収合併の場合）または新設会社（新設合併の場合）

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社（吸収分割の場合）または新設分割により設立する株式会社（新設分割の場合）

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

株式交換をする株式会社の発行株式数の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

10 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

(2025年度株式報酬型)

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを、決議されたものであります。

決議年月日	2025年6月27日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	2025年6月27日付与分 当社取締役 5名
新株予約権の数	1,200個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 120,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	(注)2
新株予約権の行使期間	2025年7月13日～2045年7月12日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 新株予約権を割り当てる日(2025年6月27日)におけるブラック・ショールズモデルにより算定した新株予約権の公正価額とします。(注)4(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)8
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2026年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

2 新株予約権行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

3 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という)

2025年7月12日

4 新株予約権の払込金額の算定方法およびその払込の方法

各新株予約権の払込金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(公正価額)とする。

なお、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、新株予約権者が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。したがって、新株予約権と引き換えの金銭の払い込みはこれを要しない。

5 新株予約権行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、割当日の翌日から3年を経過する日まで原則として新株予約権を行使できないものとする。

上記に関わらず任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社の取締役の地位を喪失した場合(かかる地位の喪失を以下「退任」という。)は、原則として退任の日から5年以内に新株予約権を行使しなければならない。行使期間については、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間を超えることはできない。

新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り、下記の新株予約権割当契約書の定めるところに従い新株予約権を承継することができる(当該相続により新株予約権を相続した者を「権利承継者」という。)。権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を承継することができないものとする。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、下記の新株予約権割当契約書に定めるところによる。

その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。

6 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7 新株予約権の取得事由

当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合  
会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
新株予約権者に以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合

イ 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合

ロ 当社の取締役を解任された場合

ハ 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合

ニ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合

ホ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合

ヘ 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。

8 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

9 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

以下の 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

存続会社（吸収合併の場合）または新設会社（新設合併の場合）

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社（吸収分割の場合）または新設分割により設立する株式会社（新設分割の場合）

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

株式交換をする株式会社の発行株式数の全部を取得する株式会社または株式移転により設立する株式会社

10 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

## 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年4月13日～ 2023年3月27日(注)2	2,021,800	22,684,400	217,249	4,190,587	217,249	1,537,187
2023年3月31日(注)1	123,900	22,808,300	25,921	4,216,509	25,921	1,563,109
2023年7月31日(注)3	8,060,000	30,868,300	947,050	5,163,559	947,050	2,510,159
2023年11月7日～ 2024年3月31日(注)1	222,000	31,090,300	39,311	5,202,871	39,311	2,549,471
2024年11月7日(注)1	100,000	31,190,300	14,566	5,217,437	14,566	2,564,037
2024年6月28日～ 2025年3月19日(注)2	224,300	31,414,600	34,824	5,252,261	34,824	2,598,861
2025年6月27日(注)4	-	31,414,600	3,100,000	2,152,261	2,000,000	598,861
2025年11月7日(注)1	20,000	31,434,600	2,310	2,154,571	2,310	601,171
2025年8月6日～ 2026年3月19日(注)2	287,400	31,722,000	51,985	2,206,556	51,985	653,156

(注)1 新株予約権(ストックオプション)の権利行使による増加であります。

2 新株予約権の権利行使による増加であります。

3 有償第三者割当 発行価格235円 資本組入額117.5円

主な割当先 合同会社ミライスポーツベンチャーズ(現合同会社ミライニホン・アセットマネジメント)、  
金之泉酒店投資管理有限公司、胡曉艷氏、呉錦平氏、株式会社奥田商店

4 2025年6月27日付で減資の効力が発生し、資本金が3,100,000千円(減資割合59.0%)、資本準備金が  
2,000,000千円(減資割合76.9%)減少し、減少する資本金及び資本準備金の全額をその他資本剰余金へ振り  
替えております。

## (5) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)			17	335	29	602	107,705	108,688	
所有株式数 (単元)			1,390	46,473	37,082	1,210	230,778	316,933	28,700
所有株式数 の割合(%)			0.43	14.66	11.70	0.38	72.81	100.00	

(注) 自己株式75株は、「単元未満株式の状況」に75株含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 (%)
合同会社ミライニホン・アセットマネジメント	東京都港区赤坂1丁目12-32	3,000	9.4
SPRING OF GOLD HOTEL INVESTMENT AND MANAGEMENT COMPANY LIMITED (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	UNIT 704, 7/F, CONCORDIA PLAZA, KLN, SCIENCE MUSEUM RD 1, TSIM SHA TSUI, HONG KONG	2,958	9.3
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋1-23-1	500	1.5
HAITONG INT SEC - CL AC - 10 (PERCENTAGE) (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	15/F ONE ISLAND SOUTH HEUNG YIP RORD, WONG CHUK HANG, HONG KONG	456	1.4
新川隆丈	東京都世田谷区	454	1.4
株式会社奥田商店	京都府京都市中京区河原町通三条下る2丁目山崎町233-2	430	1.3
株式会社久世	東京都豊島区東池袋2-29-7	300	0.9
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505004 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS	165	0.5
田島哲康	大阪府堺市	158	0.5
極楽湯HD取引先持株会	東京都千代田区麹町2丁目4	112	0.3
計		8,536	26.91

(注) 上記のほか当社所有の自己株式75株(0.00%)があります。

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 31,693,300	316,933	同上
単元未満株式	普通株式 28,700		同上
発行済株式総数	31,722,000		
総株主の議決権		316,933	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式75株が含まれております。

## 【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社極楽湯ホール ディングス	東京都千代田区麹町 二丁目4番地				
計					

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

## (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係 る移転を行った取得自己株式				
その他(新株予約権の権利行使)				
保有自己株式数	75		75	

(注) 1 当事業年度における保有自己株式数には、2026年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使による株式数は含めておりません。

## 3 【配当政策】

当社グループは、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと考えております。

配当政策につきましては、経営成績、財政状態、事業展開のための資金留保等、総合的なバランスを勘案しつつ安定的かつ継続的に配当を実施していくことを基本方針としております。

継続的な安定配当の基本方針のもと、当期の配当金は、1株当たり6円としております。

なお、配当は期末に行うことを基本方針としておりますが、その決定は株主総会決議に基づきます。また、中間配当を行うことが出来る旨を定款に定めております。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たりの配当額 (円)
2026年6月26日 定時株主総会決議	190,331	6

## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社においては、取締役会を構成する取締役7名中2名を社外取締役、及び監査役会を構成する監査役3名中2名を社外監査役とし、より透明性の高いガバナンス体制を構築しております。

また、取締役会は、定例及び臨時の取締役会を開催しており活発な討議及び運営を行っております。また、監査機能につきましても、監査役が取締役会及び執行役員会に出席することなどを通じて、取締役及び執行役員の業務執行に対する監査を行い業務運営の適正化に努めております。

コンプライアンス（法令遵守）に関しましては全社員に徹底すべく意識の高揚を行い、企業倫理の実践強化を図っております。

当社企業グループにおける業務の適正を確保するため、連結対象子会社につきましても、当社と同様の経営理念及び基本方針の周知徹底を図り、適正な経営管理を行っております。また、電子媒体を活用して経営情報等を共有し、業務に関する適正な指示・要請を効率的に行うシステムを構築しております。

今後につきましては、より一層透明性の高いガバナンス体制の確立を目指してまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

#### (a) 企業統治の体制

当社は監査役制度を採用しております。

以下体制の概要について説明いたします。

##### <取締役会>

当社の経営管理体制につきましては、意思決定機関として定例及び必要に応じ臨時の取締役会を開催し、法令及び定款に定められた事項のほかに、経営基本方針及び業務上重要事項を協議、決定しております。加えて、取締役会には顧問弁護士が出席し、重要な意志決定の過程における法令及び定款に反する行為を未然に防止する体制をとっております。

##### <監査役会>

経営の監視機能の充実を図るために、監査役は取締役会に出席し、適宜監査役監査を実施し、幅広く検証し、助言や提言を行っております。

##### <執行役員会>

効率的に業務を執行するために、適宜執行役員会を開催し、業務上の必要事項を協議、決定しております。これにより、業務執行における相互の連携及び牽制により、コンプライアンスを始めリスク情報の共有を図っております。また、常勤監査役が出席することにより、コンプライアンスをはじめ、コーポレート・ガバナンスの施策実施の推進並びに意思統一を図っております。

また、重要な契約を締結するなど法律上の判断を必要とする場合、複数の顧問弁護士に適宜且つ積極的にアドバイスを受けております。

#### (b) 企業統治の体制を採用する理由

当社の企業規模、企業風土等から、取締役会の適正規模並びに各監査機能のあり方を検討した結果、上記の企業統治体制が迅速な意思決定を可能にし、かつ経営の透明性、客観性を確保できる最適な形態と判断いたしました。

企業統治に関するその他の事項

#### (a) 内部統制システムの整備の状況

内部統制システムにおいては、「会社の業務の適正を確保する体制」を構築し、その実効性を確保するため内部統制委員会を設置し、取締役や社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の維持及び継続的な改善や、その他会社業務の適正を確保する為の体制の維持及び継続的な改善を図っております。

#### (b) リスク管理体制の状況

当社は、中期経営計画の達成に向けて、コンプライアンスとお客様の視点に立ち、リスクの洗い出しと対策を構築し、管理体制を強化するよう努めております。特に、店舗運営上の安全の徹底や衛生管理に重点を置き、あらゆるリスクに対応しうる体制を強化しております。

#### (c) 子会社の業務の適性を確保するための体制整備の状況

当社は、当社子会社等においても、当社と同様の経営理念及び基本方針の周知徹底を図り、適正な経営管理を

行っております。また、電子媒体を活用して経営情報等を共有し、業務に関する適正な指示・要請を効率的に行うシステムを構築しております。当社は、当社子会社等を管掌する取締役・執行役員を置き、当該当社子会社等代表の業務執行状況を監視・監督し、当社子会社等の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し、承認を得て行っております。当社子会社等代表は定期的に当該当社子会社等の運営状況について当社に報告するとともに、グループ間の情報共有・意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図っております。当社の内部監査担当は、定期的に当社子会社等の業務監査・コンプライアンス監査等を実施し、その結果を当社代表取締役社長及び常勤監査役に報告しております。

(d) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体によるいかなる不当要求や働きかけに対しても組織として毅然とした対応をとることを基本方針としております。また、反社会的勢力・団体との一切の関係を遮断し、それらの活動を助長するような行為を行わないことを徹底しております。

(e) 取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款で定めております。

(f) 取締役の選解任の決議要件

- a. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う旨を定款で定めております。
- b. 取締役の解任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

(g) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的として、会社法第423条に基づき定款により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができます。

(h) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的として、会社法第423条に基づき定款により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする契約を締結しております。

(i) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を当該保険契約により填補することとしております。当該保険の被保険者は、当社のすべての取締役、監査役及び執行役員並びに子会社のすべての取締役、監査役及び執行役員です。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害等については、これらを填補の対象外としております。

(j) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

a. 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を目的として、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

b. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(k) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

(l) 株式会社の支配に関する基本方針について

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりです。

当社グループは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的とし、当社取締役会

の事前の賛同を得ずに行われる当社株式等の大規模な買付行為に対する対応策を2006年5月26日の取締役会において導入しておりますが、2022年12月16日の取締役会において、更新（以下、「前プラン」という。）しており、前プランは2025年12月16日をもって有効期限満了となるため、2025年12月16日開催の取締役会にて前プランの継続を決議いたしました（以下、「本プラン」という。）。

#### [ 当社の株主共同の利益の確保及び向上に関する取組み ]

当社グループは、「人と自然を大切に思い、人の心と体を『癒』すことにより、地域社会に貢献することで、自己の確立と喜びを感じる企業でありたい」という企業理念のもと、「極楽湯」「RAKU SPA」の温浴施設を展開し、地域社会におけるコミュニティシンボルとして、多くのお客様に質の良い『癒し』や『楽しい空間』を提供し続けることを目指してまいりました。

また、以下の5項目を基本方針として策定しております。

1. 温浴施設「極楽湯」「RAKU SPA」において、時代の変化や顧客ニーズを的確に捉えた、質の高いサービスを提供することで、顧客満足度を高め、企業として適切な利益を安定的に獲得する
2. あらゆるステークホルダーを重視した経営を行い、その健全な関係の維持・発展に努める
3. 各地域の文化や慣習を尊重し、地域に根ざした企業活動を通じて、経済・社会の発展に貢献する
4. 「開かれた企業経営体質」を基本に、危機管理体制の構築と法令遵守を徹底する
5. ホスピタリティ、チャレンジ精神、経営マインドを持った人材を育成する

上記の経営理念のもと、スーパー銭湯のパイオニアとして確立してきたビジネスモデルを持つ当社グループを経営するにあたっては、“お風呂”を日本の文化と捉え、その文化を継承・発展させていくことに対する真摯な気持ち、温浴事業に対する高度な専門知識や豊富な経験、並びに当社をとりまくあらゆるステークホルダーとの間に築かれた信頼関係が不可欠であり、このような様々な要素が、当社グループの企業価値の源泉となると共に、株主の皆様のご共同利益を図っているものと考えております。

当社取締役会は、当社における上記のような事情を踏まえ、当社株式等の大規模な買付行為が行われた場合に、株主の皆様が対応方法を検討するために十分な時間と情報を確保することができるよう、合理的なルールを設定することが、株主共同の利益に資すると考え、本プランの継続を決議いたしました。

#### [ 本プラン導入・継続目的 ]

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主及び投資家の皆様の判断に委ねるべきものであると考えており、当社株式を取得することにより当社の経営支配権を獲得しようとする者に対して当社株式の売却を行うか否かについても、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断によるものと考えております。また、当社は、特定の株主のグループが当社の経営支配権を取得することになったとしても、そのこと自体により直ちに株主共同の利益が害されるということはなく、反対に、それが結果的に当社の株主共同の利益の最大化に資することもあり得るため、そのような場合であれば、特定の株主のグループが当社の経営支配権を取得することを拒むものではありません。

しかしながら、当社株式を大規模に買付け、当社の経営支配権を獲得しようとする者の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ、高値で株式等を会社関係者に引き取らせる目的で買付けを行う者（いわゆるグリーンメイラー）等典型的に濫用目的を持って当社株式を取得しようとしていると考えられる者や、最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、当社株主の皆様に事実上売却を強要しようとする者（いわゆる二段階強圧的買収）等が含まれていることも考えられます。また、前記のような、株主共同の利益を害する態様による買付行為に当たらない場合であっても、ある程度の経営支配権の移動が生じ得る場面において、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの決断を株主の皆様がするにあたっては、必要十分な情報の提供と一定の検討期間が与えられた上で熟慮に基づいた判断（インフォームド・ジャッジメント）を行うことができるような態勢を確保することが、株主共同の利益に資するものと本プランを導入いたしました。

当社は、2025年9月30日現在の当社株主名簿及び当社が現時点において受け取っている大量保有報告書及び変更報告書において、当社の経営支配権を獲得しようとしているか否かに関わらず、本プランの適用の可能性があるような当社株式を大規模に買付け、又は買付けようとする者の存在を特に認識しておりませんが、将来において、そのような者が登場することはあり得ることと考えております。そこで、前記のような観点から、株主共同の利益を害することが明白な買付行為から当社の株主共同の利益を保護し、かつ、当社の株主の皆様が、経営支配権の移動が生じ得る場面において、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを判断するにあたってインフォームド・ジャッジメントを行うことができるよう、当社は、事前警告型のライツ・プランである本プランの継続が必要かつ相当であると考えます。

## 〔本プランの内容〕

## (1) 本プラン適用の要件

本プランは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20パーセント以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20パーセント以上となるような買付行為（以下、総称して「大規模買付行為」といいます。なお、当社取締役会が事前に賛同の意思を表明した買付行為については、これには当たらないこととします。）に対して、適用されるものとします。

本プランが適用される場合、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）は、本プランに定められた大規模買付行為に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守しなければならないものとします。

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。

(注1)「特定株主グループ」とは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）又は当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味し、以下同じとします。

(注2)「議決権割合」とは、特定株主グループが、前記（注1）の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）をいい、特定株主グループが、前記（注1）の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいい、以下同じとします。

(注3)「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味し、以下同じとします。

## (2) 大規模買付ルールの内容

## a. 必要十分な情報の提供

大規模買付ルールが適用される場合、大規模買付者は、まず、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付者の行う大規模買付行為（以下「買付提案」といいます。）の概要並びに大規模買付ルールを遵守する旨を記載した意向表明書を当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会がかかる意向表明書を受領した後5営業日以内に、大規模買付者に対し当社取締役会が大規模買付者に提出を求める、大規模買付者自身及び買付提案に係る情報（以下「必要情報」といいます。）を以下の乃至に規定する大項目からなるリスト（以下「必要情報リスト」といいます。）として交付します。大規模買付者は、必要情報リストに記載された必要情報を書面にて当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会は、提出を受けた必要情報のうち、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントに資するものと判断した情報については、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により、これを株主の皆様に開示するものとします。

## 大規模買付者及びそのグループに関する事項

当社株券等の取引状況

買付提案の買付条件

当社株券等の取得対価の算定根拠

資金の裏付け

当社株券等を取得した後の経営方針及び事業計画等

買付後における当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他当社に係る利害関係者の処遇方針

その他、独立委員会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家の意見も参考にして必要情報を精査し、大規模買付者から提出された必要情報が必要情報リストの要件を満たすものであり、かつ、株主の皆様のイ

ンフォームド・ジャッジメントのために必要十分なものとなっているか否かについて判断するものとします。

当社取締役会は、大規模買付者から提出された必要情報が必要情報リストの要件を満たすものであり、かつ、株主の皆様へのインフォームド・ジャッジメントのために必要十分なものとなっていると判断した場合、速やかに、必要情報の提供があった旨を取締役会が適当であると判断する方法により公表するとともに大規模買付者に対し通知し、かかる公表を行った日をもって、検討期間の開始日（以下「検討期間開始日」という。）とします。

これに対し、当社取締役会は、大規模買付者から提出された必要情報が、必要情報リストの要件を満たしていないと判断した場合、又は、株主の皆様へのインフォームド・ジャッジメントのために必要十分なものとなっていないと判断した場合、大規模買付者に対して、必要情報リストの要件を満たすために改めて提出することが必要な情報及び株主の皆様へのインフォームド・ジャッジメントのために必要な情報（以下、総称して「必要的追加情報」といいます。）を提出するよう大規模買付者に求めることができますものとして、この場合、当社取締役会が、大規模買付者により、かかる必要的追加情報の提出がなされたと判断した場合、当社取締役会が適当であると判断する方法により公表することとし、かかる公表を行った日をもって検討期間開始日とするものとします。

なお、大規模買付者から提出された必要情報又は必要的追加情報に、重大な虚偽の記載が含まれていた場合には、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合と同様の措置をとることができるものとします。

#### b．検討期間

大規模買付者は、前記の検討期間開始日を起算日として、当社取締役会が、買付者からの情報を検討した上、場合によっては買付提案に対する代替案を提示し、又は、株主の皆様が買付提案に応じて当社株券等売却するか否かのインフォームド・ジャッジメントを行うための期間として、一定の検討期間を設けなければならないものとします。

大規模買付者は、かかる検討期間の末日の翌日から、大規模買付行為を開始することができるものとします。

具体的な検討期間については、買付提案の評価等の難易に応じ、以下のとおりとします。但し、当社取締役会は、大規模買付者及び買付提案の内容に照らし、検討期間を以下の又はの期間よりも短縮することが妥当であると判断した場合、当社取締役会の裁量により、検討期間を短縮することができるものとします。

現金（円貨）のみを対価とする、当社の発行済全株式を対象とする公開買付け：60日間

前記 以外の全ての大規模買付行為：90日間

#### c．買付提案が変更された場合

検討期間開始日以降に、買付提案に重要な変更があった場合（かかる変更後の買付提案を、以下「変更買付提案」といいます。）、当社取締役会は、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家の意見も参考にして、変更買付提案が変更前の買付提案と比較して当社又は株主の皆様にとって実質的に不利益なものでないか否かを判断するものとします。

当社取締役会が、変更買付提案が変更前の買付提案と比較して当社又は株主の皆様にとって実質的に不利益なものであると判断した場合、大規模買付者は、変更買付提案に係る必要情報（変更前の買付提案と比較して実質的に不利益となった部分に係る必要情報に限るものとします。）を当社に対して提出しなければならず、当社取締役会が変更買付提案の提出があった旨を公表した日を新たな検討期間開始日として、前記b．に従った検討期間を設けなければならないものとします。

これに対し、当社取締役会が、変更買付提案が変更前の買付提案よりも当社又は株主の皆様にとって実質的に不利益なものではないと判断した場合、従前の検討期間開始日を起算点とした検討期間が引き続き存続するものとします。

#### d．大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守して、必要情報（及び必要的追加情報）を提出し、かつ、検討期間の猶予を設けた場合には、当社取締役会は、大規模買付者又は買付提案が以下の各号に定めるいずれかに該当する場合でない限りは、仮に、当社取締役会が、買付提案に反対であったとしても、反対意思の表明、代替案の提示、株主の皆様に対する説得行為等を行うにとどめ、本プランに定める対抗措置の発動は行わないものとします。

真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社株式の株価をつり上げて高値で当社株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者又は特定株主グループに移譲させる目的で大規模買付行為を行っている場合

当社の経営を支配した後に当社の資産を大規模買付者や特定株主グループの債務の担保や弁済原資として流用する予定で大規模買付行為を行っている場合

当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っている場合  
最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様が事実上売却を強要する結果となっている場合（いわゆる二段階強圧的買収）

#### e. 対抗措置の発動

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、又は、ルールを遵守した場合でも、当社取締役会が、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家の意見も参考にして、大規模買付者若しくは買付提案が、前項d.の 乃至 のいずれかに該当する場合、当社取締役会は独立委員会の勧告に従い、速やかな決議を行うとともに直ちに対抗措置を発動することができるものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要、前項d.の 乃至 のいずれかに該当すると判断した事由及びその他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

#### f. 対抗措置の内容

当社取締役会は、対抗措置として、新株予約権の無償割当てをはじめとし、その時点の法令及び当社定款が当社取締役会の権限として認める行為を行います。具体的な対抗措置の種類及びその条件については、その時点で相当と認められるものを選択します。

但し、当社取締役会は、対抗措置の発動後であっても、大規模買付者が必要十分な必要情報の提供を行ったこと又は買付提案を変更したこと等により、大規模買付行為が、当社の株主共同の利益の向上に資するものとなったと判断した場合、並びに、大規模買付者が大規模買付行為を撤回したことにより、対抗措置の発動の必要がなくなった場合等には、法令により許容される方法により、対抗措置をとり止めることができるものとします。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われる場合に株主の皆様が割当てられる新株予約権の概要は、後記（3）「新株予約権の概要」記載のとおりとします。

#### （3）新株予約権の概要

対抗措置として、新株予約権の無償割当てが行われる場合に株主の皆様が割当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の概要は以下の各号に規定するとおりです。なお、以下の各号に規定する概要は、本新株予約権の割当てが行われる際の状況により、変更されることがあるものとします。

##### 本新株予約権の割当ての対象となる株主等

当社取締役会は、本新株予約権の割当てを決定した場合、直ちに、会社法第124条に基づく基準日（以下「割当基準日」といいます。）の設定を行います。かかる基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式1株につき1個の割合で本新株予約権を割当てます。

##### 本新株予約権の総数

割当基準日における最終の発行済株式総数から、同日において、当社の保有する自己株式を除いた数を上限とします。

##### 本新株予約権の割当てが効力を生じる日

本新株予約権の割当てが効力を生じる日については、当社取締役会にて別途定めるものとします。

##### 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる当社普通株式の数は1株とします。但し、当社が株式の分割又は併合等を行う場合には、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議によって定める調整式による調整を行うものとします。

##### 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

本新株予約権の行使により交付される当社普通株式1株あたりの払込金額は1円以上で当社取締役会が定める額とします。

##### 本新株予約権の行使条件

大規模買付者及びその特定株主グループ並びに大規模買付者及びその特定株主グループから当社取締役会の承認を得ずに本新株予約権を取得又は承継した者は、本新株予約権を行使できないものとします。

##### 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要するものとします。

##### 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める日を初日とし、2か月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間とします（以下「行使期間」といいます。）。但し、行使期

間の最終日が払込取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とします。

#### 本新株予約権の取得条項

本新株予約権には、行使期間開始日前日までの当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当社が、全ての本新株予約権を無償で取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があります。

また、本新株予約権には、一定の事由が生じたことを条件として、当社が、当社普通株式を取得対価として本新株予約権を取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があります。

#### 本新株予約権に係る新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求がある場合に限り発行するものとします。

#### その他

その他必要な事項については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定めるものとします。

### [ 独立委員会の設置 ]

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役並びに外部の専門家の中から選任します。現在の独立委員会は、社外監査役2名及び独立した専門家1名で構成されております。当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるという観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討を行った上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告に従い（但し、当該勧告に従うことが取締役会の善管注意義務に違反する場合はと判断する場合を除きます）、対抗措置の発動について決定することとします。

独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

### [ 株主及び投資家の皆様に与える影響等 ]

#### （1）本プランの導入時において株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランは、導入時点において新株予約権の無償割当て等を行うものではありませんので、導入時点において株主及び投資家の皆様の権利関係に影響はございません。

#### （2）対抗措置の発動時において株主及び投資家の皆様に与える影響

対抗措置の発動として、本新株予約権の割当てがなされた場合には、割当基準日の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対して、その保有株式数に応じて本新株予約権が割当てられることとなります。

割当てを受けた株主様が、所定の権利行使期間内に、権利行使のために必要な行為を取らなかった場合、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により議決権比率が低下することとなります（但し、当社普通株式を取得対価とした取得条項に基づく取得の結果として当社普通株式が交付される場合には、こうした議決権比率の低下は生じないこととなります。）。

なお、当社は、本プランにおける対抗措置の発動に係る手続きの過程において、株主の皆様に必要な情報を開示しますが、本新株予約権無償割当て決議がなされた場合、及び本新株予約権無償割当てを実施したにもかかわらず、例えば、大規模買付者が買付を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日前日までに、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償で本新株予約権を取得する場合には、1株当たりの株式の価値の希薄化が生じることを前提にして売却等を行った株主の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

#### （3）対抗措置の発動時において株主の皆様に必要なとなる手続

対抗措置の発動として、無償割当てによる本新株予約権の割当てがなされる場合、前記のとおり、割当基準日を公告し、割当基準日における株主の皆様の本新株予約権が無償にて割当てられますので、株主の皆様におかれましては、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります（証券保管振替機構をご利用の株主様については、名義書換手続は不要です。）。新株予約権の無償割当てにおいては、株主の皆様の申込みの手続は不要であり、割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権無償割当ての効力発生日におい

て、当然に新株予約権者になられます。

なお、対抗措置として、株主割当てによる新株予約権の発行がなされる場合は、当社又は当社の証券代行事務会社より、割当基準日現在の株主の皆様に対して、新株予約権申込書が送付されます。新株予約権の割当てを希望される株主の皆様は、新株予約権申込書に必要事項を記入の上で申し込み、新株予約権証券を受け取り、新株予約権を行使していただくこととなります。

#### [ その他 ]

( 1 ) 本プランは、買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足しております。

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しています。また、2008年6月30日付の経済産業省企業価値研究会「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、株式会社東京証券取引所が2021年6月11日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則 1-5. いわゆる買収防衛策」、及び経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」の内容を踏まえております。

( 2 ) 本プランは、デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではありません。

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期を1年としているため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

( 3 ) 本プランの有効期限、継続及び改廃

本プランは、当社取締役会において、本プランを継続するか否か及び継続とした場合その内容について検討し、決定することといたします。有効期限は、発効から最長3年とし2028年12月16日までに開催予定の当社取締役会終結の時までとします。

また、本プランは、当社取締役会において継続が決議された後であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、本プランの変更を行うことがあります。このように、本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合、当社取締役会は、その内容につきまして速やかに開示いたします。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、当社が上場する金融商品取引所の規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様の不利益を与えない場合には、本プランを修正又は変更する場合があります。

#### 取締役会の活動状況

当事業年度において個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

地位	氏名	出席状況
代表取締役会長兼社長グループCEO	新川 隆 丈	17回/17回
取締役専務執行役員	後 藤 研 二	17回/17回
取締役執行役員	山 本 真 司	17回/17回
取締役執行役員	佐 藤 剛 史	17回/17回
取締役	市 山 勉	15回/17回
取締役	上 野 建 太 郎	17回/17回
取締役	小 林 豪	17回/17回
常勤監査役	上 妻 進 一 郎	17回/17回
監査役	鈴 木 陽 子	17回/17回
監査役	劔 持 俊 幸	14回/17回

取締役会における具体的な検討内容は、重要な業務執行に関する事項、計算書類の承認、代表取締役の選定、組

織変更を含む重要な人事に関する事項、業績の報告、財務状況の報告等であります。

## (2) 【役員の状況】

## 役員一覧

男性10名 女性1名 ( 役員のうち女性の比率9% )

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役会長 兼社長 グループCEO	新川 隆丈	1959年4月9日生	1983年4月 株式会社北陸銀行 入行 1990年4月 日興証券株式会社(現SMB C日興証券株式会社)入社 2003年8月 伊藤忠商事株式会社 入社 2005年4月 当社 特別顧問 2005年6月 同 代表取締役社長就任 2007年3月 同 代表取締役社長兼営業本部長 2007年7月 同 代表取締役社長 2017年1月 同 代表取締役社長CEO就任 子会社 株式会社極楽湯 代表取締役社長 2017年6月 同 代表取締役社長グループCEO 2020年4月 子会社 株式会社エオネックス 取締役(現任) 2023年8月 子会社 株式会社GK Marketing 代表取締役社長 2024年4月 同 代表取締役会長兼社長グループCEO(現任) 子会社 株式会社極楽湯 代表取締役会長(現任) 子会社 株式会社GK Marketing 代表取締役会長(現任) 【重要な兼職の状況】 株式会社極楽湯 代表取締役会長 株式会社GK Marketing 代表取締役会長	(注)4	4,541 (注)8
取締役 常務執行役員	後藤 研二	1968年12月21日生	1991年4月 兼松株式会社 入社 1999年12月 日興証券株式会社(現SMB C日興証券株式会社)入社 2003年7月 伊藤忠商事株式会社 入社 2010年10月 いちごグループホールディングス株式会社 入社 2011年3月 同 執行役 2012年2月 いちご不動産投資顧問株式会社(現いちご投資顧問株式会社)執行役 2015年4月 株式会社オフィスゴトー 代表取締役(現任) 2015年7月 フェリスウィールインベストメント株式会社 取締役 2016年6月 ニューリアルプロパティ株式会社 取締役(現任) 2019年6月 当社 取締役 就任 株式会社Mirai Nihon Ventures 代表取締役(現任) 2020年3月 合同会社ミライスポーツベンチャーズ(現合同会社ミライニホン・アセットマネジメント)代表社員 株式会社 Mirai Nihon Ventures 職務執行者(現任) 2024年6月 当社 取締役常務執行役員 2025年6月 当社 取締役専務執行役員(現任)	(注)4	
取締役 執行役員	山本 真司	1978年3月10日生	2000年4月 当社 入社 2004年9月 同 店長 2010年2月 同 店舗営業課課長 2012年4月 同 海外事業部副部長 2015年4月 同 総合企画部長 2017年1月 同 営業企画部長 2019年4月 同 執行役員CBO 開発・建設・企画担当 2020年6月 同 執行役員CBO 企画担当 2022年9月 同 取締役執行役員CBO 企画担当 2024年4月 同 取締役執行役員(現任) 子会社 株式会社極楽湯 取締役(現任) 子会社 株式会社GK Marketing 代表取締役社長(現任) 【重要な兼職の状況】 株式会社GK Marketing 代表取締役社長 株式会社極楽湯 取締役	(注)4	155 (注)8

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
取締役 執行役員	佐藤 剛史	1980年6月10日生	2003年4月 2005年4月 2010年4月 2015年4月 2017年4月 2019年4月 2020年6月 2022年9月 2024年4月	当社 入社 同 店長 同 スーパーバイザー 同 国内事業部課長 子会社 株式会社極楽湯 店舗営業部副部長 同 経営企画部長 子会社 株式会社極楽湯 取締役 同 執行役員 経営企画担当 同 取締役執行役員 日本法人副統括・経営企画・総務・人事担当 同 取締役執行役員(現任) 子会社 株式会社極楽湯 代表取締役社長(現任) 子会社 株式会社GK Marketing 取締役(現任)	(注)4	150 (注)8
			〔重要な兼職の状況〕 株式会社極楽湯 代表取締役社長 株式会社GK Marketing 取締役			
取締役 執行役員	新川 隆啓	1986年12月2日生	2014年5月 2016年2月 2019年1月 2019年4月 2020年4月 2022年4月 2024年4月 2025年4月	株式会社シリウス 入社 日本海事検定グローバルサポート会社 入社 当社 入社 同 中国法人部課長 同中国法人部課長兼経営企画部課長 同 海外事業部副部長兼経営企画部副部長 子会社 株式会社極楽湯 取締役(現任) 同 株式会社GK Marketing 取締役(現任) 当社 経営企画部長 同 執行役員経営企画部長(現任)	(注)4	
			〔重要な兼職の状況〕 株式会社極楽湯 取締役 株式会社GK Marketing 取締役			
取締役	市山 勉	1958年9月9日生	1981年4月 1985年4月 1987年6月 1987年8月 1993年9月 2017年9月 2020年6月 2024年6月	国際航業株式会社 入社 北陸地下開発株式会社(現関連会社 株式会社工オネックス) 入社 株式会社利水社 入社 株式会社利水社 取締役 北陸地下開発株式会社(現関連会社 株式会社工オネックス) 取締役 北陸地下開発株式会社(現関連会社 株式会社工オネックス) 代表取締役(現任) 株式会社利水社 代表取締役(現任) 株式会社湯ネックス 代表取締役 株式会社湯ネックス 取締役(現任) 当社 取締役 就任(現任)	(注)4	
			〔重要な兼職の状況〕 株式会社工オネックス 代表取締役			
取締役	上野 建太郎	1978年5月11日生	2002年4月 2013年9月 2017年9月 2022年9月	ハーレーダビッドソンジャパン株式会社 入社 株式会社プラスファーム 代表取締役(現任) メリディアンパートナーズ株式会社 代表取締役(現任) 当社 取締役 就任(現任)	(注)4	
取締役	小林 豪	1975年10月25日生	1998年10月 2000年7月 2001年12月 2006年6月 2024年6月	株式会社日本鑑定 入社 株式会社LCR国土利用研究所 入社 株式会社KPMGFAS 入社 株式会社リアルクオリティ 代表取締役(現任) 当社 取締役 就任(現任)	(注)4	
監査役 (常勤)	上妻 進一郎	1960年8月27日生	1979年4月 1985年4月 1989年9月 2005年8月 2018年4月 2019年6月	株式会社ニチイ 入社 株式会社ニチイフーズ 入社 株式会社ピープル(現コナミスポーツ株式会社) 入社 当社 入社 株式会社極楽湯 入社 当社 常勤監査役 就任(現任)	(注)5	240

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
監査役	鈴木 陽子	1971年2月5日生	1993年4月 日興証券株式会社(現SMB C日興証券株式会社)入社 2004年6月 株式会社井上ビジネスコンサルタンツ 入社 2006年11月 株式会社東京スター銀行 入社 2007年12月 株式会社井上ビジネスコンサルタンツ 入社 2014年6月 株式会社農林漁業成長産業化支援機構 入社 2018年4月 株式会社近代フーズ 代表取締役(現任) 2018年6月 21LADY株式会社 社外取締役 2019年12月 MJG株式会社 取締役 2020年6月 当社 監査役 就任(現任)	(注)6	
監査役	劔持 俊幸	1971年2月5日生	1978年4月 三菱商事株式会社 入社(鉄鋼国内部門) 1981年9月 同 インドネシア語研修生 1988年4月 中国広東省 深セン鋼材加工センター出向 初代営業部長 1989年11月 三菱商事株式会社 クアラルンプール支店 2004年12月 株式会社メタルワン香港法人 副総経理 2016年12月 同 董事長兼総経理 2010年7月 株式会社メタルワン 北海道支社長 兼 株式会社メタルワン北海道 代表取締役社長 兼 株式会社オビコ(カラー鋼板加工販売) 社長 2015年2月 ストックホールディングス株式会社(現リバーホールディングス株式会社) 入社 執行役員 海外事業担当 2016年8月 飛島特装株式会社 入社 取締役 2017年8月 株式会社扇谷 入社 同 シンガポール法人 Managing Director(社長) 2023年11月 KHSJ企画 代表(現任) 2025年6月 当社 監査役 就任(現任)	(注)7	10
計					5,096

- (注) 1 取締役上野建太郎氏、小林豪氏は社外取締役であります。  
2 監査役鈴木陽子氏及び劔持俊幸氏は社外監査役であります。  
3 当社では取締役会の一層の活性化を促し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。  
4 2026年3月期に係る定時株主総会終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
5 2023年3月期に係る定時株主総会終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
6 2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から2028年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
7 2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から2029年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
8 上記の役員個々の所有株式数のほかに、役員持株会として2026年3月末現在、15,499株保有しております。

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

社外取締役上野建太郎氏は、当事業年度開催の取締役会に全17回中17回出席し、これまでにメーカーで培ったマーケティング、プロモーションの豊富な経験と日本食の海外展開等で培った幅広い識見を活かしております。また、当社との取引や利害関係はありません。なお、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出をしております。

社外取締役小林豪氏は、当事業年度開催の取締役会に全17回中17回出席し、当社が今まで専門としていなかった分野における幅広い知識や経験を有することから、当社の既存事業における経営提言はもちろんのこと、新規事業の展開を検討する際に助言を行っております。また、当社との取引や利害関係はありません。

当社監査役鈴木陽子氏は、当事業年度開催の取締役会に全17回中17回出席し、監査役会に全13回中13回出席し、経営者として財務及び会計に精通しており、高い識見と幅広い経験から議案審議等の必要な発言を適宜行っております。また、当社との取引や利害関係はありません。なお、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出をしております。

当社監査役劔持俊幸氏は、当事業年度開催の取締役会に全17回中14回出席し、監査役会に全13回中10回出席し、事業開発における豊富な経験と専門知識を有し、グローバルな視点から企業のリスク管理や経営の透明性向上に貢献しております。また、当社との取引や利害関係はありません。また、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出をしております。

社外監査役は主な活動として、監査役会を通じて他の監査役と連携を取りながら、会計監査人および内部統制監査機能を含む内部監査部門とそれぞれの監査計画、実施状況、監査結果について定期的に会合をもち、必要に応じ随時連絡を行い、意見交換と情報の共有化を図り効率的かつ効果的な監査を進めております。

社外取締役並びに社外監査役には、業務執行を行う当社経営陣から独立した客観的な立場での業務全般にかかわる適切な助言を行うとともに、監督並びに監査機能を求めています。社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては、当社と人的、資金的、取引関係等が無い

ことが望ましいと考えておりますが、一方で当社の業容を良く理解している、業界に精通していることも重要視しております。当社の社外取締役、社外監査役につきましては以上の観点で人選いたしておりますが、いずれも高い独立性があると判断いたします。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会等において内部監査及び監査役監査の結果、コンプライアンスの状況や内部統制システムの構築・運用状況を含むリスク管理状況等について報告を受けており、これらの情報を活かして、取締役会において経営の監督を行っております。また、社外監査役は常勤監査役と常に連携を図るとともに、内部監査及び会計監査人から監査結果等について報告を受け、これらの情報を踏まえて業務執行の監査を行っております。

### (3) 【監査の状況】

#### 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、常勤監査役1名及び社外監査役2名で行っており、取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務の状況を調査しております。また、決算の都度、会計監査人より監査の報告を受けております。

当連結会計年度において当社は年13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
上妻 進一郎	13	13
鈴木 陽子	13	13
劔持 俊幸	10	10

監査役会における主な検討事項として、取締役の職務の執行が適正になされているか、並びに取締役会決議内容について検討いたしました。

常勤監査役の活動として、取締役会以外の重要な会議への出席、本社及び事業所における業務及び財産の状況の調査、取締役及び監査役との意思疎通及び情報交換等、日常的に監査しており、監査役会で定期的に報告しております。また、内部監査担当・会計監査人と随時意思疎通及び情報交換を実施しております。

#### 内部監査の状況

当社グループは内部監査担当を設置し、業務執行状況の監査を実施しております。また、内部監査担当は、監査結果を代表取締役および監査役会に報告するとともに、監査結果を踏まえて被監査部門に対して改善指導を行ない、改善状況を報告させることにより内部監査の実効性を確保しております。

#### 会計監査の状況

##### a) 監査法人の名称

監査法人アリア

##### b) 継続監査期間

4年間

##### c) 業務を執行した公認会計士

代表社員 業務執行社員 茂木秀俊

代表社員 業務執行社員 山中康之

##### d) 監査業務に係る補助者の構成

会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士1名、その他3名となります。

##### e) 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定及び評価に際しては、当社の広範な業務内容に対応して効率的な監査業務を実施することができる一定の規模、審査体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などにより総合的に判断いたします。また、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」に基づき独立性を有することを確認するとともに、必要な専門性を有することについて検証し、確認いたします。

## f) 監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、監査法人に対して評価を行っており、同法人による会計監査は、従前から適正に行われていることを確認しております。また、監査役会は会計監査人の再任に関する確認決議をしており、その際には特に会計監査人の職務遂行に当たり、会計監査人として適正に行われることを確保するための体制である「監査に関する品質管理基準」、「監査業務における不正リスク対応基準」、「監査事務所における品質管理」及び「監査業務における品質管理」等が整備されていることを精査するとともに、監査役会は年間を通じて会計監査人から報告聴取、実地棚卸の状況、経理部門等からの報告聴取を通じて会計監査人の業務履行状況を確認し、監査法人を総合的に評価しております。

## 監査報酬の内容等

## a) 監査公認会計士等に対する報酬

(単位：千円)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
提出会社	22,509		23,370	
連結子会社				
計	22,509		23,370	

## b) 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a）を除く）

該当事項はありません。

## c) その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

## d) 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査公認会計士等からの見積提案をもとに、監査計画、監査内容、監査日数等の要素を勘案して検討し、監査役会の同意を得て決定する手続きを実施しております。

## e) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りなどが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

## (4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、次のとおり、取締役の報酬に関する方針を取締役会で策定し、この方針に基づき取締役報酬の構成及びその額を決定しております。また、監査役の報酬に関する方針は、監査役の協議により決定しており、個別の報酬額についても株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

## a) 方針

当社の取締役の報酬等の決定方針は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）、業績連動型報酬（金銭報酬）及び株式報酬により構成しております。なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、代表取締役において個々の取締役の各職責を踏まえて多角的・総合的に検討したものであることを取締役会で確認しており、当該方針に沿うものであると取締役会が判断しております。また、業績連動型報酬（金銭報酬）の支給は事業年度終了後1年以内に年1回までとしております。

## b) 報酬の構成

## ア．基本報酬

月例の固定金銭報酬とし、当社の業績、職務の内容、職位、職責、実績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

## イ．業績連動型報酬

取締役毎の月例の固定金銭報酬の3か月分の合計と前連結会計年度の経常利益の5%の何れか低いほうを限

度額とし、各役員の実績、業績等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

ロ．非金銭報酬等

中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、毎年一定の時期に株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内で新株予約権（ストック・オプション）を付与するものとし、付与数は、各取締役の職務の内容、職位、職責、実績、業績等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

c) 報酬等の種類ごとの割合

基本報酬と業績連動型報酬と非金銭報酬等の割合は概ね70%：5%：25%としております。

d) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第27期定時株主総会において年額300百万円以内と決議されており、別枠で、同日株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額200百万円以内と決議されております。また、監査役の報酬限度額は、2001年6月28日開催の第22期定時株主総会において年額50百万円以内と決議されており、別枠で、2006年6月29日開催の第27期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額50百万円以内と決議されております。

e) 取締役の個人別の報酬等についての決定

各取締役に支給する基本報酬、業績連動型報酬及び非金銭報酬等については、取締役会決議に基づき代表取締役新川隆丈氏にその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役社長は、当社グループの業績や従業員給与の水準等も踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の職務の内容、職位、職責、実績、業績等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。当事業年度の取締役の個人別の報酬等については、2025年6月27日開催の取締役会にて決定しております。

f) 監査役の報酬等の額またはその算定方法の決定方針に関する事項

監査役の報酬は、固定報酬としての「月額報酬」のみとし、株主総会においてその総枠を決議し、各監査役の個別金額については、監査役会における監査役の協議によって決定します。当事業年度の監査役の個人別の報酬については、2025年6月27日開催の監査役会において監査役の協議によって決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬額等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬	ストック・ オプション	
取締役 (社外役員を除く。)	155,935	115,200		40,735	5
監査役 (社外役員を除く。)	6,500	6,500			1
社外役員	7,200	7,200			5

(注) 1 使用人兼務取締役はおりません。

2 上記の取締役の支給人数には2025年6月27日開催の当社第46期定時株主総会終結の時をもって退任した1名を含んでおります。

## (5) 【株式の保有状況】

## 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、もっぱら株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

## 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、持続的な成長と社会的価値、経済的価値を高めるため、業務提携、製品の安定調達など経営戦略の一環として、また、取引先及び地域社会との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため必要と判断する企業の株式を保有しています。

当社は、保有の意義が薄れたと考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに処分・縮減をしていく基本方針のもと、取締役会において、毎期、個別の政策保有株式について、政策保有の意義を検証し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められない株式がある場合は、その検証の結果を開示するとともに、株主として相手先企業との必要十分な対話を行います。対話の実施によっても、改善が認められない株式については、適時・適切に売却します。

b) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	20,484
非上場株式以外の株式		

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	5,485	投資事業組合への追加出資に伴う増加
非上場株式以外の株式			

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

## 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	連結貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	連結貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式				
非上場株式以外の株式	1	246,875	1	233,500

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式			
非上場株式以外の株式	5,667		

## 5 【従業員の状況等】

### (1) 【人材戦略に関する基本方針等】

当社グループは、「人と自然を大切に思い、人の心と体を『癒』すことにより、地域社会に貢献することで、自己の確立と喜びを感じる企業でありたい」という企業理念を掲げております。この理念を実現し、当社グループの基本方針である「顧客ニーズを的確に捉えた質の高いサービスの提供」「地域社会への貢献」「開かれた企業経営」を実践して安定的な成長を遂げるためには、最大の原動力である「人材」への投資が不可欠であると認識しております。当社グループの事業戦略と連動した人材戦略の基本方針は以下のとおりです。

#### 人材育成方針および社内環境整備方針

当社グループは、基本方針において「ホスピタリティ、チャレンジ精神、経営マインドを持った人材の育成」を掲げております。時代の変化に対応し、持続的な企業価値の向上を図るため、当社グループではこれらの要素を体現し、それぞれの役割において能力を発揮できる人材を求めています。「ホスピタリティ」をもって質の高いおもてなしを提供し、お客様に喜びと満足をお届けできる接客のスペシャリスト、「チャレンジ精神」を発揮して前例にとられない魅力的なイベント等を主体的に立案・実行できる人材、そして「経営マインド」を持ち、店舗運営における収益管理や安全・衛生管理を徹底して事業成長を牽引できるマネジメント人材です。

これらの人材像を具現化し、従業員一人ひとりが能力を最大限に発揮できるよう、当社グループでは実務に即した教育・研修体制を整備しております。具体的には、新入社員やキャリア採用社員がチーフ、店長へとステップアップする各段階において、求められる役割に応じた体系的な階層別研修を実施しております。入社時には新卒・キャリアの区分に関わらず、企業理念の浸透やホスピタリティの基礎となる接客スキルに加え、業務を通じた安全・衛生管理の基本を早期に指導しております。その後、チーフ等のリーダー層や店長等のマネジメント層に対しては、それぞれの役割に応じて、経営マインドを養うための店舗収益管理や組織運営能力を高める研修を行うことで、継続的なスキルアップとキャリア形成を支援しております。

また、従業員が長く安心して働き、各々のポテンシャルを十分に発揮できる環境を整備するため、当社グループでは「安心・安全に働ける職場環境」の維持に努めております。お客様に『癒』しを提供する企業として、従業員自身も心身の健康と安全を保ちながら働けるよう、日々の業務を通じた施設内の安全・衛生環境の維持に努めております。加えて、店舗オペレーションの標準化や業務効率化を進めることで、シフト勤務という就業形態のなかでも従業員が円滑に業務を遂行し、本来のサービス提供に専念できる体制の構築を目指しております。

#### 人材戦略を踏まえた従業員給与等の決定方針

従業員の給与等については、企業理念の実現に向けた役割や成果を適切に処遇するとともに、優秀な人材の確保・定着と、従業員の生活基盤の安定を図ることを基本方針としております。特に、サービス業において人材獲得競争が激化する中、当社グループが求めるマネジメント人材や企画・接客を担う優秀な人材を惹きつけるため、処遇の改善を重要課題と位置付けております。

この方針に基づき、従業員のエンゲージメント向上と生活基盤の安定を図るため、経済情勢や労働市場の動向を適宜踏まえながら、基本給や新卒初任給などの報酬水準について定期的な検証と見直しを行っております。今後も、店舗収益の向上や主体的な企画立案への貢献を公正に評価し、会社の業績向上と従業員への利益還元が好循環を生む報酬体系の維持・発展に努めてまいります。

## (2) 【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

2026年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	188(891)
合計	188(891)

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。  
 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。  
 3 前連結会計年度末に比べ従業員数が200名増加しております。主な理由は、新規出店や業務拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

## (2) 提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の対前事業年度増減率(%)
19( )	41.3	11.2	6,437	29.3

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	19( )
合計	19( )

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。  
 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
 3 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異  
提出会社

当事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注1)	男性労働者の育児休業取得率(%) (注2)	労働者の男女の賃金の差異(%) (注1)			
		全労働者	うち正規雇用労働者	うち臨時雇用者	
20.0		54.3	54.3		

- (注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。  
 2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

## 連結子会社

当事業年度					
名称	管理職に占める女性労働者の割合(%) (注1)	男性労働者の育児休業取得率(%) (注2) (注3)	労働者の男女の賃金の差異(%) (注1)		
			全労働者	うち正規雇用労働者	うち非正規雇用労働者
株式会社極楽湯	6.7		85.8	79.5	121.4
株式会社GK Marketing	50.0		93.6	104.7	

- (注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。  
 2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。  
 3 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第2号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。  
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表について、監査法人アリアにより監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適時適正な開示を実施できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,897,639	1,519,949
売掛金	800,203	765,013
未収入金	48,683	38,444
棚卸資産	<sup>1</sup> 166,567	<sup>1</sup> 176,702
その他	221,209	309,999
流動資産合計	4,134,303	2,810,110
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	<sup>2, 3</sup> 13,922,576	<sup>2, 3</sup> 14,713,908
減価償却累計額	8,719,593	9,236,292
建物及び構築物(純額)	5,202,983	5,477,616
工具、器具及び備品	1,200,341	1,261,274
減価償却累計額	730,771	823,252
工具、器具及び備品(純額)	469,569	438,022
土地	<sup>3</sup> 1,393,241	<sup>3</sup> 1,916,044
建設仮勘定	21,312	373,114
有形固定資産合計	7,087,107	8,204,797
無形固定資産		
その他	140,858	163,667
無形固定資産合計	140,858	163,667
投資その他の資産		
投資有価証券	248,499	267,359
長期貸付金	922	29,347
繰延税金資産	24,331	82,191
敷金及び保証金	987,149	993,997
関係会社株式	<sup>4</sup> 334,364	<sup>4</sup> 427,867
その他	66,908	92,116
投資その他の資産合計	1,662,175	1,892,879
固定資産合計	8,890,142	10,261,343
資産合計	13,024,445	13,071,453

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	607,113	442,693
1年内返済予定の長期借入金	3, 5 552,500	3, 5 552,500
未払金	808,929	718,163
未払法人税等	227,877	188,307
前受金	987,878	919,867
賞与引当金	42,437	81,788
修繕引当金	75,191	55,316
その他	498,355	477,786
流動負債合計	3,800,283	3,436,423
固定負債		
長期借入金	3, 5 2,639,371	3, 5 1,943,259
退職給付に係る負債	150,789	153,092
資産除去債務	2,259,908	2,246,202
繰延税金負債	320,080	347,220
その他	33,873	39,091
固定負債合計	5,404,022	4,728,866
負債合計	9,204,306	8,165,289
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,252,261	2,206,556
資本剰余金	4,835,004	7,989,299
利益剰余金	6,602,976	5,674,021
自己株式	37	37
株主資本合計	3,484,252	4,521,796
その他の包括利益累計額		
その他の有価証券評価差額金	78,362	90,894
その他の包括利益累計額合計	78,362	90,894
新株予約権	257,525	293,471
非支配株主持分	-	-
純資産合計	3,820,139	4,906,163
負債純資産合計	13,024,445	13,071,453

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)		当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)	
売上高	1	15,164,192	1	16,246,367
売上原価		12,625,597		13,514,266
売上総利益		2,538,595		2,732,100
販売費及び一般管理費	2	1,398,336	2	1,495,207
営業利益		1,140,258		1,236,893
営業外収益				
受取利息		1,793		3,549
持分法による投資利益		95,832		99,250
受取家賃		25,932		26,679
為替差益		14		-
助成金収入		6,110		2,650
協賛金収入		85,363		69,592
その他		10,083		10,731
営業外収益合計		225,130		212,454
営業外費用				
支払利息		79,971		68,867
支払手数料		-		5,451
シンジケートローン手数料		2,000		29,500
投資事業組合運用損		1,429		1,614
その他		2,313		17,581
営業外費用合計		85,714		123,014
経常利益		1,279,675		1,326,333
特別利益				
固定資産売却益	4	4,038	4	139
新株予約権戻入益		30,531		4,205
特別利益合計		34,569		4,344
特別損失				
固定資産売却損	5	2,875		-
固定資産除却損	5	50,079	5	8,524
減損損失	3	100,999	3	150,939
特別損失合計		153,954		159,463
税金等調整前当期純利益		1,160,290		1,171,214
法人税、住民税及び事業税		239,470		277,705
法人税等調整額		150,969		35,445
法人税等合計		390,439		242,259
当期純利益		769,850		928,954
親会社株主に帰属する当期純利益		769,850		928,954

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
当期純利益	769,850	928,954
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	35,817	9,279
持分法適用会社に対する持分相当額	453	3,252
その他の包括利益合計	1 35,363	1 12,531
包括利益	734,486	941,486
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	734,486	941,486

## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,202,871	4,785,614	7,372,826	37	2,615,622
当期変動額					
新株の発行	49,389	49,389			98,779
剰余金の配当					-
親会社株主に帰属する 当期純利益			769,850		769,850
連結範囲の変動					-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	49,389	49,389	769,850	-	868,629
当期末残高	5,252,261	4,835,004	6,602,976	37	3,484,252

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	113,726	-	113,726	267,930	-	2,997,279
当期変動額						
新株の発行				30,302		68,477
剰余金の配当						-
親会社株主に帰属する 当期純利益						769,850
連結範囲の変動						-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	35,363	-	35,363	19,896		15,466
当期変動額合計	35,363	-	35,363	10,405	-	822,860
当期末残高	78,362	-	78,362	257,525	-	3,820,139

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,252,261	4,835,004	6,602,976	37	3,484,252
当期変動額					
新株の発行	54,295	54,295			108,590
剰余金の配当					-
親会社株主に帰属する 当期純利益			928,954		928,954
減資	3,100,000	3,100,000			-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	3,045,704	3,154,295	928,954	-	1,037,544
当期末残高	2,206,556	7,989,299	5,674,021	37	4,521,796

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	78,362	-	78,362	257,525	-	3,820,139
当期変動額						
新株の発行				8,382		100,207
剰余金の配当						-
親会社株主に帰属する 当期純利益						928,954
減資						-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	12,531	-	12,531	44,329		56,861
当期変動額合計	12,531	-	12,531	35,946	-	1,086,023
当期末残高	90,894	-	90,894	293,471	-	4,906,163

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,160,290	1,171,214
減価償却費	592,923	715,392
株式報酬費用	50,428	48,535
減損損失	100,999	150,939
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	12,942	7,582
賞与引当金の増減額(は減少)	10,829	39,350
修繕引当金の増減額(は減少)	75,191	19,874
受取利息及び受取配当金	7,296	9,601
新株予約権戻入益	30,531	4,205
支払利息	79,971	68,867
投資事業組合運用損益(は益)	1,429	1,614
売上債権の増減額(は増加)	195,995	32,821
棚卸資産の増減額(は増加)	54,212	10,135
未収消費税等の増減額(は増加)	-	40,476
未払消費税等の増減額(は減少)	24,117	2,316
仕入債務の増減額(は減少)	247,066	164,419
建設協力金の質料相殺	46,664	7,999
未払金の増減額(は減少)	287,792	66,844
持分法による投資損益(は益)	95,832	99,250
助成金収入	6,110	2,650
その他	14,690	102,042
小計	2,315,355	1,661,489
利息及び配当金の受取額	6,613	18,050
利息の支払額	81,164	69,539
助成金の受取額	6,110	2,650
法人税等の支払額	104,172	312,749
法人税等の還付額	52,270	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,195,012	1,299,900

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	972,855	1,960,966
資産除去債務の履行による支出	19,200	53,751
差入保証金の差入による支出	146,115	67,224
差入保証金の回収による収入	83,832	60,377
貸付金の回収による収入	-	28,812
関係会社株式の取得による支出	20,000	-
有形固定資産の売却による収入	1,554	139
投資有価証券の取得による支出	17,059	6,467
投資有価証券の売却による収入	20,000	-
その他	135,343	82,604
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,205,188	2,081,686
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	1,023,908	1,023,932
割賦債務の返済による支出	2,300	-
株式の発行による収入	68,476	100,207
長期借入れによる収入	-	327,820
財務活動によるキャッシュ・フロー	957,731	595,904
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	32,092	1,377,690
現金及び現金同等物の期首残高	2,865,547	2,897,639
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,897,639	1 1,519,949

## 【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

## 1 連結の範囲に関する事項

## (1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社極楽湯

株式会社GK Marketing

## (2) 非連結子会社の数 3社

非連結子会社の名称 合同会社極楽湯レンダー

株式会社Goldensoft

株式会社GK Hospitality

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

## 2 持分法の適用に関する事項

## (1) 持分法を適用した関連会社の数 1社

会社等の名称：株式会社エオネックス

## (2) 持分法適用の範囲の変更

該当事項はありません。

## (3) 持分法を適用しない関連会社の数 0社

## 3 会計方針に関する事項

## (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

## a 市場価格のない株式等以外のもの

当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

## b 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

棚卸資産の評価基準及び評価方法

## a 商品

総平均法による原価法を採用しております。

(連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

## b 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 2年～37年

工具、器具及び備品 2年～20年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(3年~12年)に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

a 一般債権

貸倒実績率法を採用しております。

b 貸倒懸念債権及び破産更生債権

財務内容評価法を採用しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

修繕引当金

重要な設備の特別修繕に要する費用の支出に備えて、将来の修繕見積額に基づき計上しております。

### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

商品及びサービスに係る収益認識

当社は、商品及びサービスについては、顧客に商品を引き渡した時点及びサービスを提供した時点で収益を認識しております。なお、商品の販売及びサービスの提供のうち当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

回数券に係る収益認識

当社は、発行した回数券を履行義務として識別し、回数券が使用された時点で収益を認識しております。

### (6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段... 金利スワップ取引

ヘッジ対象... 借入金利息

ヘッジ方針

当社規程に基づき、借入金に係る金利変動をヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため有効性の判定を省略しております。

### (7) のれんの償却方法及び償却期間

15年間の定額法により償却しております。

## (8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

## (9) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建て金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社等の資産および負債は、各子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めています。

## (10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

該当事項はございません。

(重要な会計上の見積り)

・ 固定資産の減損損失

## 1 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
減損損失	100,999	150,939
有形固定資産	7,087,107	8,204,797
無形固定資産	140,858	163,667

## 2 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

直営店舗の固定資産に対して各店舗単位で見積もりした回収不能見込額に対して減損損失を計上いたしました。

主要な仮定

資産・負債及び損益に影響を与える見積りは、過去の実績やその他の様々な要因を勘案し経営者が合理的に判断しております。しかしながら、見積り特有の不確実性があるため、実際に生じる結果とは異なる可能性があります。また、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローにより策定されますが、将来キャッシュ・フローに含まれる売上高や売上原価など重要な仮定に不確実性があり、計画に対し遅れが生じた場合、連結財務諸表に影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(連結貸借対照表関係)

## 1 棚卸資産の内訳

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
商品	139,813	143,768
貯蔵品	26,753	32,933
計	166,567	176,702

2 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は以下のとおりであります。

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
建物及び構築物	9,491	9,491

## 3 担保資産及び担保債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
土地	1,120,174	1,120,174
建物	415,021	392,398
計	1,535,196	1,512,573

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	81,068	81,068
長期借入金	871,501	790,433
計	952,569	871,501

4 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
関係会社株式	334,364	427,867

## 5 財務制限条項

当社は、金融機関11行とシンジケート契約を締結しており、本契約には連結貸借対照表の純資産の部の金額や、連結損益計算書の経常損失により算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されております。

なお、この契約に基づく当連結会計年度末日における借入残高は、以下のとおりであります。

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	471,432	471,432
長期借入金	1,767,870	1,152,826
計	2,239,302	1,624,258

(連結損益計算書関係)

## 1 顧客との契約から生じる収益

当社の主たる事業は温浴事業であり、その他事業等も含め、収益及びキャッシュ・フローの性質、計上時期等に関する重要な相違はありません。よって、開示の重要性が乏しいため、売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

## 2 販売費及び一般管理費の主なもの

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
役員報酬	134,350	139,900
給料手当	336,277	398,103
減価償却費	4,191	6,106

## 3 減損損失

前連結会計年度(自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
極楽湯 堺泉北店 (大阪府堺市)	温浴施設	建物及び構築物/ 工具器具備品等	46,173
極楽湯 青森店 (青森県青森市)	温浴施設	建物及び構築物/ 工具器具備品等	54,825

当社グループは、店舗ごとに資産をグルーピングしております。

上記に係る資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しました。その内訳は建物及び構築物90,136千円、工具、器具及び備品10,862千円です。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを13.66%で割り引いて測定しております。

当連結会計年度(自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)

場所	用途	種類	減損損失 (千円)
極楽湯 金沢野々市店 (石川県野々市市)	温浴施設	建物及び構築物/ 工具器具備品等	26,545
RAKU SPA Station 府中 (東京都府中市)	温浴施設	建物及び構築物/ 工具器具備品等	80,179
RAKU CAFE 心齋橋 (大阪府大阪市)	温浴施設	建物及び構築物/ 工具器具備品等	44,214

当社グループは、店舗ごとに資産をグルーピングしております。

上記に係る資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しました。その内訳は建物及び構築物131,282千円、工具、器具及び備品19,656千円です。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを12.30%で割り引いて測定しております。

## 4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
建物及び構築物	2,630	-
工具、器具及び備品	1,086	139
ソフトウェア	320	-
計	4,038	139

## 5 固定資産除売却損の内容は、次のとおりであります

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
建物及び構築物	49,149	7,772
工具、器具及び備品	3,485	752
ソフトウェア	320	-
計	52,955	8,524

(連結包括利益計算書関係)

## 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日)
その他の有価証券評価差額金		
当期発生額	51,625	13,375
組替調整額	-	-
法人税等及び税効果調整前	51,625	13,375
法人税等及び税効果額	15,807	4,095
その他有価証券評価差額金	35,817	9,279
為替換算調整勘定		
当期発生額	-	-
組替調整額	-	-
為替換算調整勘定	-	-
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	453	3,252
組替調整額	-	-
持分法適用会社に対する持分相当額	453	3,252
その他の包括利益合計	35,363	12,531

## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	31,090,300	324,300	-	31,414,600

## (変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による増加 324,300株

## 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	75	-	-	75

## (変動事由の概要)

該当事項はございません。

## 3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	3,080,000	120,000	721,300	2,478,700	257,525
	新株予約権	普通株式	-	-	-	-	-
合計			3,080,000	120,000	721,300	2,478,700	257,525
上記のうち権利行使期間の初日が到来していないストック・オプションとしての新株予約権			645,000	-	645,000	-	-

注 1 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

2 新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3 新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の権利行使によるものが324,300株及び権利失効によるものが397,000株の合計であります。

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	31,414,600	307,400	-	31,722,000

## (変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による増加 307,400株

## 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	75	-	-	75

## (変動事由の概要)

該当事項はございません。

## 3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	2,478,700	120,000	687,400	1,910,800	293,471
	新株予約権	普通株式	-	-	-	-	-
合計			2,478,700	120,000	687,400	1,910,800	293,471
上記のうち権利行使期間の初日が到来していないストック・オプションとしての新株予約権			-	-	-	-	-

注 1 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載していません。

2 新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

3 新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の権利行使によるものが307,400株及び権利失効によるものが380,000株の合計であります。

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会	普通株式	その他資本剰余金	190,331	6	2026年3月31日	2026年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金勘定	2,897,639	1,519,949
預入期間が3か月超の定期預金	-	-
現金及び現金同等物	2,897,639	1,519,949

(リース取引関係)

## オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
1年内	90,000	90,000
1年超	199,750	109,750
合計	289,750	199,750

## (金融商品関係)

## 1 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の用途は運転資金(短期・長期)及び設備投資資金(長期)であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。また、エネルギー市場価格変動リスクに対して原油スワップ取引を実施して、一部の運転用品費の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客(フランチャイズ契約先)の信用リスクに晒されております。また、差入敷金保証金は、主に土地、建物等の賃借契約における保証金であり、賃借先の信用リスクに晒されております。投資有価証券である株式は、市場価格及び実質価額の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期日は決算日後、最長で10年9か月後であります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスクの管理

当社グループは、売掛金については取引先ごとに期日管理及び残高管理を行う体制としております。また、モニタリングを行い財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。差入敷金保証金については、モニタリングを行い財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブの利用にあたっては、信用度の高い金融機関に限定しているため信用リスクは僅少であります。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

## 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対応するため、金利スワップ取引を利用しております。また、金利変動のリスクをおさえるため、長期契約による金利の固定化を進めております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

## 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

定期的に手許流動性について取締役会へ報告され、早期把握やリスク軽減にむけた管理をしております。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

前連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券	248,499	248,499	-
(2) 敷金及び保証金 貸倒引当金	987,149 -		
	987,149	845,557	141,592
(3) 長期貸付金 貸倒引当金	922 -		922
	922	-	922
(4) 関係会社株式	334,364	334,364	-
資産計	1,570,936	1,428,421	142,515
(1) 長期借入金 (1年内返済予定額を含む。)	3,191,871	3,169,046	22,824
負債計	3,191,871	3,169,046	22,824
デリバティブ取引	-	-	-

当連結会計年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券	267,359	267,359	-
(2) 敷金及び保証金 貸倒引当金	993,997 -		
	993,997	804,275	189,722
(3) 長期貸付金 貸倒引当金	29,347 -		29,347
	29,347	-	29,347
(4) 関係会社株式	427,867	427,867	-
資産計	1,718,571	1,499,502	219,069
(1) 長期借入金 (1年内返済予定額を含む。)	2,495,759	2,561,177	65,418
負債計	2,495,759	2,561,177	65,418
デリバティブ取引	-	-	-

(\*1) 現金及び預金については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 売掛金、買掛金、未払金および短期借入金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*3) 市場価格のない株式等(組合出資金を含む)は、投資有価証券には含まれております。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は下記のとおりであります。

（単位：千円）

区分	2025年3月31日	2026年3月31日
投資事業組合出資金	14,999	20,484

(\*4) 敷金及び保証金と長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、で示しております。

## (注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,897,639	-	-	-
売掛金	800,203	-	-	-
敷金及び保証金	110,494	304,005	317,336	255,312
長期貸付金	-	922	-	-
合計	3,808,337	304,928	317,336	255,312

当連結会計年度(2026年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,519,949	-	-	-
売掛金	765,013	-	-	-
敷金及び保証金	57,768	322,463	438,799	174,965
長期貸付金	-	29,347	-	-
合計	2,342,731	351,811	438,799	174,965

## (注2) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	-	-	-	-	-	-
長期借入金	552,500	552,500	552,500	552,500	434,642	547,229
合計	552,500	552,500	552,500	552,500	434,642	547,229

当連結会計年度(2026年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	-	-	-	-	-	-
長期借入金	552,500	742,580	572,382	81,068	81,068	466,161
合計	552,500	742,580	572,382	81,068	81,068	466,161

## 3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式				
	248,499	-	-	248,499
資産計	248,499	-	-	248,499

当連結会計年度(2026年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式				
	267,359	-	-	267,359
資産計	267,359	-	-	267,359

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	845,557	-	845,557
資産計	-	845,557	-	845,557
短期借入金	-	-	-	-
長期借入金 (1年内返済予定額を含む。)	-	3,169,046	-	3,169,046
負債計	-	3,169,046	-	3,169,046

当連結会計年度(2026年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	804,275	-	804,275
資産計	-	804,275	-	804,275
短期借入金	-	-	-	-
長期借入金 (1年内返済予定額を含む。)	-	2,561,177	-	2,561,177
負債計	-	2,561,177	-	2,561,177

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は、取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されており、レベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

主に建物の賃借時に差入れている敷金・保証金であり、償還予定時期を見積り、一般に公表されている長期プライムレートで割り引いた現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

短期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定額を含む。)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

## (有価証券関係)

## 1 その他有価証券

前連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	233,500	123,290	110,210
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 株式	-	-	-
合計	233,500	123,290	110,210

(注) 非上場株式・投資事業組合への出資(連結貸借対照表計上額14,999千円)については、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2026年3月31日)

(単位:千円)

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	246,875	123,290	123,585
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 株式	-	-	-
合計	246,875	123,290	123,585

(注) 非上場株式・投資事業組合への出資(連結貸借対照表計上額20,484千円)については、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 2 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度(2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2026年3月31日)

該当事項はありません。

## 3 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
非上場株式	20,000		
合計	20,000		

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。



(税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金(注2)	1,441,422	1,267,368
退職給付に係る負債	58,019	61,008
賞与引当金	14,679	28,012
減価償却費累計額	337,733	606,442
減損損失累計額	1,616,193	1,565,978
資産除去債務	781,702	776,961
株式報酬費用	78,854	89,861
その他	59,331	92,180
繰延税金資産小計	4,387,936	4,487,814
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	1,310,782	1,140,867
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	2,773,305	2,976,798
評価性引当額小計(注1)	4,084,087	4,117,666
繰延税金資産合計	303,849	370,147
繰延税金負債		
資産除去債務	557,122	588,415
保証金利息	8,729	8,919
投資有価証券	33,746	37,841
繰延税金負債合計	599,598	635,177
繰延税金負債の純額	295,749	265,029

(注) 1 評価性引当額が33,579千円増加しております。これは主に税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が169,915千円減少したものの、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額が203,493千円増加したによるものであります。

## 2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
繰越欠損金(a)	130,640	119,920	43,384	43,572	43,578	1,060,325	1,441,422
評価性引当額	-	119,920	43,384	43,572	43,578	1,060,325	1,310,782
繰延税金資産	130,640	-	-	-	-	-	130,640

a 繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

b 繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断しております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
繰越欠損金(a)	126,500	67,910	61,004	61,009	61,009	889,932	1,267,368
評価性引当額	-	67,910	61,004	61,009	61,009	889,932	1,140,867
繰延税金資産	126,500	-	-	-	-	-	126,500

a 繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

b 繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断しております。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.05%	2.72%
住民税均等割等	2.32%	2.45%
評価性引当金	1.6%	14.66%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.46%	0.25%
連結子会社との実行税率差異	0.63%	0.86%
その他	0.91%	1.05%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.65%	20.68%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗設備の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から9年～30年と見積り、割引率は1.0%～2.4%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
期首残高	1,413,651	2,259,908
見積の変更による増加額	850,596	-
時の経過による調整額	14,860	33,460
資産除去債務の履行による減少額	19,200	47,166
期末残高	2,259,908	2,246,202

(ストック・オプション等関係)

1 費用計上額及び科目名

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	50,428	48,535

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
新株予約権戻入益	30,531	4,205

## 3 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	2013年度株式報酬型 ストック・オプション	2014年度株式報酬型 ストック・オプション	2015年度株式報酬型 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び数	当社取締役 5名	当社取締役 5名	当社取締役 5名
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 61,800株	普通株式 45,100株	普通株式 36,400株
付与日	2013年7月12日	2014年7月11日	2015年7月10日
権利確定条件	当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2013年7月13日から 2033年7月12日まで	2014年7月12日から 2034年7月11日まで	2015年7月11日から 2035年7月10日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	2016年度株式報酬型 ストック・オプション	2017年度株式報酬型 ストック・オプション	2018年度株式報酬型 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び数	当社取締役 5名	当社取締役 3名	当社取締役 3名
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 114,500株	普通株式 77,500株	普通株式 45,500株
付与日	2016年7月14日	2018年3月31日	2018年7月14日
権利確定条件	当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2016年7月15日から 2036年7月14日まで	2018年4月1日から 2038年3月31日まで	2018年7月15日から 2038年7月14日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	第22回 ストック・オプション	2019年度株式報酬型 ストック・オプション	第23回 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び数	当社取締役 7名 当社監査役 3名 当社従業員 11名 当社子会社取締役及び従業員 66名	当社取締役 3名	当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社従業員 8名 当社子会社従業員 161名
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 392,000株	普通株式 90,000株	普通株式 572,000株
付与日	2019年6月26日	2019年7月13日	2020年6月30日
権利確定条件	在任期間が1年以上(取締役、監査役及び従業員(管理職)の場合、従業員(管理職除く)の場合は3年)で、かつ、割当日から6ヶ月を経過すること(取締役、監査役の場合、従業員の場合は1年)。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	在任期間が1年以上(取締役、監査役及び従業員(管理職)の場合、従業員(管理職除く)の場合は3年)で、かつ、割当日から6ヶ月を経過すること(取締役、監査役の場合、従業員の場合は1年)。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年7月1日から 2025年6月30日まで	2019年7月14日から 2039年7月13日まで	2022年7月1日から 2026年6月30日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	2020年度株式報酬型 ストック・オプション	第25回 ストック・オプション	2021年度株式報酬型 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び数	当社取締役 4名	当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社従業員 9名 当社子会社従業員 151名	当社取締役 4名
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 100,000株	普通株式 583,500株	普通株式 120,000株
付与日	2020年7月17日	2021年6月28日	2021年7月15日
権利確定条件	当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	在任期間が1年以上(取締役、監査役及び従業員(管理職)の場合、従業員(管理職除く)の場合は3年)で、かつ、割当日から6ヶ月を経過すること(取締役、監査役の場合、従業員の場合は1年)。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年7月18日から 2040年7月17日まで	2023年7月1日から 2027年6月30日まで	2021年7月16日から 2041年7月15日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	第27回 ストック・オプション	2022年度株式報酬型 ストック・オプション	2023年度株式報酬型 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び数	当社取締役 7名 当社監査役 3名 当社従業員 6名 当社子会社従業員 149名	当社取締役 5名	当社取締役 6名
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 678,000株	普通株式 170,000株	普通株式 140,000株
付与日	2022年9月28日	2022年10月13日	2023年6月28日
権利確定条件	在任期間が1年以上(取締役、監査役及び従業員(管理職)の場合、従業員(管理職除く)の場合は3年)で、かつ、割当日から6ヶ月を経過すること(取締役、監査役の場合、従業員の場合は1年)。その他、細目については、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年10月1日から 2028年9月30日まで	2022年10月14日から 2042年10月13日まで	2023年7月14日から 2043年7月13日まで

会社名	提出会社	提出会社
	2024年度株式報酬型 ストック・オプション	2025年度株式報酬型 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び数	当社取締役 5名	当社取締役 5名
ストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 120,000株	普通株式 120,000株
付与日	2024年6月26日	2025年6月27日
権利確定条件	当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。	当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2024年7月12日から 2044年7月11日まで	2025年7月13日から 2045年7月12日まで

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書によっております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
	2015年度株式報酬型ストック・オプション	2016年度株式報酬型ストック・オプション	2017年度株式報酬型ストック・オプション	2018年度株式報酬型ストック・オプション	第22回ストック・オプション
権利確定前 前連結会計年度末 付与 失効 権利確定 未確定残					
権利確定後 前連結会計年度末 権利確定 権利行使 失効 未行使残	3,000	55,500	68,500	36,500	380,000
	3,000	55,500	68,500	36,500	380,000

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
	2019年度株式報酬型ストック・オプション	第23回ストック・オプション	2020年度株式報酬型ストック・オプション	第25回ストック・オプション	2021年度株式報酬型ストック・オプション
権利確定前 前連結会計年度末 付与 失効 権利確定 未確定残					
権利確定後 前連結会計年度末 権利確定 権利行使 失効 未行使残	70,000	463,000	70,000	389,500	80,000
	70,000	278,600	70,000	344,500	80,000

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
	第27回ストック・オプション	2022年度株式報酬型ストック・オプション	2023年度株式報酬型ストック・オプション	2024年度株式報酬型ストック・オプション	2025年度株式報酬型ストック・オプション
権利確定前 前連結会計年度末 付与 失効 権利確定 未確定残					120,000
権利確定後 前連結会計年度末 権利確定 権利行使 失効 未行使残	502,200	130,000	110,000	120,000	120,000
	58,000	20,000			120,000
	444,200	110,000	110,000	120,000	120,000

## 単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
-----	------	------	------	------	------

	2015年度株式報酬型ストック・オプション	2016年度株式報酬型ストック・オプション	2017年度株式報酬型ストック・オプション	2018年度株式報酬型ストック・オプション	第22回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	1	1	1	571
行使時平均株価 (円)					
公正な評価単価 (付与日) (円)	462	465	628	639	11

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
	2019年度株式報酬型ストック・オプション	第23回ストック・オプション	2020年度株式報酬型ストック・オプション	第25回ストック・オプション	2021年度株式報酬型ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1	379	1	306	1
行使時平均株価 (円)					
公正な評価単価 (付与日) (円)	510	16	378	13	304

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
	第27回ストック・オプション	2022年度株式報酬型ストック・オプション	2023年度株式報酬型ストック・オプション	2024年度株式報酬型ストック・オプション	2025年度株式報酬型ストック・オプション
権利行使価格 (円)	285	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)					
公正な評価単価 (付与日) (円)	1	230	356	397	488

#### 4 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 当連結会計年度において付与された2025年度株式報酬型ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	2025年度株式報酬型ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	6%
予想残存期間 (注) 2	11.5年
予想配当 (注) 3	0円/株
無リスク利子率 (注) 4	1.686%

(注) 1 11.5年間(2014年1月12日から2025年7月11日)の株価実績に基づき算定しております。

2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3 2025年3月期の配当実績によっております。

4 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

#### 5 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (収益認識関係)

## 1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの主たる事業は温浴事業であり、その他事業等も含め、グループ事業において収益及びキャッシュ・フローの性質、計上時期等に関する重要な相違はありません。よって、開示の重要性が乏しいため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は省略しております。

## 2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 3.会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

## (1) 顧客との契約から生じた債権残高

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	437,850
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	800,203

(注)当社グループの債権は、主に顧客との契約から生じた債権(売掛金)であります。

## (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

## (1) 顧客との契約から生じた債権残高

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	800,203
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	765,013

(注)当社グループの債権は、主に顧客との契約から生じた債権(売掛金)であります。

## (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの報告セグメントは「日本」のみであり、セグメント情報の開示の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

地域ごとの情報は、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

地域ごとの情報は、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント	合計
	温浴事業	
減損損失	100,999	100,999

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント	合計
	温浴事業	
減損損失	150,939	150,939

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

## 1 関連当事者との取引

## (1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

## (ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

## (イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

## 1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

## 2. 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

## 1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

## 2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	新川隆丈	(被所有) 直接 1.4	当社 代表取締役 会長兼社長 グループCEO	資金の貸付 (注)1	28,425	長期貸付金	28,425

(注) 1 役員貸付金については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2 上記の取引金額には消費税等を含めておりません。

## (2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

## (ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

## (イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	113.41円	145.41円
1株当たり当期純利益金額	24.69円	29.49円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	23.81円	28.38円

(注) 1 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円)	769,850	928,954
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円)	769,850	928,954
普通株式の期中平均株式数 (株)	31,183,574	31,497,557
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
普通株式増加数 (株)	1,146,400	1,236,747
(うち新株予約権) (株)	1,146,400	1,236,747
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	3,820,139	4,906,163
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	257,525	293,471
(うち新株予約権)	(257,525)	(293,471)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	3,562,614	4,612,691
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	31,414,525	31,721,925

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

(千円)

区分	当期首残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	
1年以内に返済予定の長期借入金	552,500	552,500	3.1	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,639,371	1,943,259	2.5	2027年 ~ 2036年
其他有利子負債	-	-	-	
合計	3,191,871	2,495,759		

(注) 1 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

(千円)

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	742,580	572,382	81,068	81,068

## 【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

## (2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	3,806,411	7,948,652	11,852,593	16,246,367
税金等調整前 四半期(当期)純利益 (千円)	197,483	773,955	865,161	1,171,214
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	127,540	595,305	659,264	928,954
1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	4.06	18.93	20.95	29.49

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益 (円)	4.06	14.87	2.03	8.54

## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,226,552	445,242
売掛金	1 266,438	1 107,507
その他	1 184,737	1 100,677
流動資産合計	1,677,728	653,427
固定資産		
有形固定資産		
建物	-	495,713
減価償却累計額	-	19,084
建物(純額)	-	476,628
土地	2 1,302,226	2 1,825,028
その他	39,275	42,246
減価償却累計額	38,942	39,273
その他(純額)	332	2,972
有形固定資産合計	1,302,559	2,304,629
無形固定資産		
その他	3,500	32,571
無形固定資産合計	3,500	32,571
投資その他の資産		
投資有価証券	248,499	267,359
関係会社株式	210,000	210,000
関係会社社債	152,625	-
長期貸付金	-	28,425
関係会社長期貸付金	5,495,822	5,327,425
繰延税金資産	20,832	33,425
その他	26,483	24,345
貸倒引当金	2,096,622	1,684,343
投資その他の資産合計	4,057,641	4,206,638
固定資産合計	5,363,700	6,543,839
資産合計	7,041,428	7,197,266

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
前受金	-	2,017
賞与引当金	-	6,997
1年内返済予定の長期借入金	2, 3 552,500	2, 3 552,500
未払法人税等	126,057	70,805
未払消費税等	34,749	-
その他	44,419	25,261
流動負債合計	757,726	657,581
固定負債		
長期借入金	2, 3 2,639,371	2, 3 1,943,259
その他	25,925	43,078
固定負債合計	2,665,296	1,986,337
負債合計	3,423,022	2,643,918
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	5,252,261	2,206,556
資本剰余金		
資本準備金	2,598,861	653,156
その他資本剰余金	2,236,142	7,336,142
資本剰余金合計	4,835,004	7,989,299
利益剰余金		
利益準備金	50	50
その他利益剰余金	6,802,861	6,021,735
別途積立金	32,907	32,907
繰越利益剰余金	6,835,768	6,054,642
利益剰余金合計	6,802,811	6,021,685
自己株式	37	37
株主資本合計	3,284,417	4,174,133
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	76,463	85,743
評価・換算差額等合計	76,463	85,743
新株予約権	257,525	293,471
純資産合計	3,618,405	4,553,348
負債純資産合計	7,041,428	7,197,266

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
売上高		
フランチャイズ関連収入	1 1,032,936	1 1,197,922
売上高合計	1,032,936	1,197,922
売上原価		
フランチャイズ関連原価	2 -	19,084
売上原価合計	-	19,084
売上総利益	1,032,936	1,178,837
販売費及び一般管理費	3 561,597	3 701,347
営業利益	471,338	477,489
営業外収益		
受取利息	66,162	49,242
為替差益	14	-
その他	15,217	15,286
営業外収益合計	4 81,394	4 64,529
営業外費用		
支払利息	79,483	69,228
投資事業組合運用損	1,429	1,614
雑損失	2,313	7,949
シンジケートローン手数料	2,000	29,500
営業外費用合計	85,226	108,291
経常利益	467,506	433,727
特別利益		
貸倒引当金戻入額	473,380	412,278
新株予約権戻入益	30,531	4,205
特別利益合計	503,912	416,484
税引前当期純利益	971,418	850,212
法人税、住民税及び事業税	94,739	86,405
法人税等調整額	11,805	17,319
法人税等合計	106,545	69,086
当期純利益	864,873	781,125

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	5,202,871	2,549,471	2,236,142	4,785,614	50	32,907	7,700,641	7,667,684
当期変動額								
新株の発行	49,389	49,389		49,389				
剰余金の配当								
減資								
当期純利益							864,873	864,873
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	49,389	49,389	-	49,389	-	-	864,873	864,873
当期末残高	5,252,261	2,598,861	2,236,142	4,835,004	50	32,907	6,835,768	6,802,811

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計		
当期首残高	37	2,320,764	112,281	112,281	267,930	2,700,976
当期変動額						
新株の発行		98,779			30,302	68,477
剰余金の配当		-				-
減資		-				-
当期純利益		864,873				864,873
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			35,817	35,817	19,896	15,920
当期変動額合計	-	963,652	35,817	35,817	10,405	917,429
当期末残高	37	3,284,417	76,463	76,463	257,525	3,618,405

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	5,252,261	2,598,861	2,236,142	4,835,004	50	32,907	6,835,768	6,802,811
当期変動額								
新株の発行	54,295	54,295		54,295				
剰余金の配当								
減資	3,100,000	2,000,000	5,100,000	3,100,000				
当期純利益							781,125	781,125
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	3,045,704	1,945,704	5,100,000	3,154,295	-	-	781,125	781,125
当期末残高	2,206,556	653,156	7,336,142	7,989,299	50	32,907	6,054,642	6,021,685

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計		
当期首残高	37	3,284,417	76,463	76,463	257,525	3,618,405
当期変動額						
新株の発行		108,590			8,382	100,207
剰余金の配当		-				-
減資		-				-
当期純利益		781,125				781,125
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			9,279	9,279	44,329	53,609
当期変動額合計	-	889,716	9,279	9,279	35,946	934,942
当期末残高	37	4,174,133	85,743	85,743	293,471	4,553,348

**【注記事項】**

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

**1 有価証券の評価基準及び評価方法****(1) 子会社株式及び関連会社株式**

移動平均法による原価法を採用しております。

**(2) その他有価証券****a 市場価格のない株式等以外のもの**

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

**b 市場価格のない株式等**

移動平均法による原価法を採用しております。

**2 デリバティブ取引により生じる正味の債権(及び債務)の評価基準及び評価方法**

時価法を採用しております。

**3 固定資産の減価償却の方法****(1) 有形固定資産(リース資産を除く)**

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建 物 10年～24年

工具、器具及び備品 2年～10年

**(2) 無形固定資産(リース資産を除く)**

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年～7年)に基づいております。

**(3) リース資産**

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

**4 引当金の計上基準****(1) 貸倒引当金**

債権の貸倒損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

一般債権

貸倒実績率法を採用しております。

貸倒懸念債権及び破産更生債権

財務内容評価法を採用しております。

**(2) 賞与引当金**

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

**(3) 退職給付引当金**

従業員の退職給付の支給に備えるため、当事業年度末日における退職給付債務に基づき、当事業年度末日において発生している額を計上しております。

**5 収益及び費用の計上基準**

当社は純粋持株会社として、グループ全体の経営管理・運営等を主な事業とし、これらの事業については役務の提供期間に応じて、収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから原則として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

**6 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準**

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しており

ます。

## 7 ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ取引

ヘッジ対象...借入金利息

### (3) ヘッジ方針

当社規程に基づき、借入金に係る金利変動をヘッジしております。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため有効性の判定を省略しております。

(重要な会計上の見積り)

## 1 関係会社への投融資の評価

### (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社貸付金	-	-
関係会社株式	210,000	210,000
関係会社長期貸付金	5,495,822	5,327,425
関係会社社債	152,625	-
貸倒引当金繰入額	-	-
貸倒引当金戻入額	473,380	412,278

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式の評価損の認識の要否及び関係会社貸付金の回収可能性の検討に際しては、主に各関係会社の純資産額等の財務内容を使用しております。なお、翌事業年度の子会社の財務状態により、貸倒引当金については追加引当又は取崩が必要となる可能性があります。また、子会社株式については発行会社の財政状態が著しく悪化したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額を行っております。

(貸借対照表関係)

## 1 関係会社に対する資産

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
売掛金	266,438	107,507
流動資産その他	118,298	48,589

## 2 担保資産及び担保債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
土地	1,120,174	1,120,174
計	1,120,174	1,120,174

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	81,068	81,068
長期借入金	871,501	790,433
計	952,569	871,501

## 3 財務制限条項

当社は、金融機関11行とシンジケート契約を締結しており、本契約には貸借対照表の純資産の部の金額や、損益計算書の経常損失により算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されております。

なお、この契約に基づく会計年度末日における借入残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	471,432	471,432
長期借入金	1,767,870	1,152,826
計	2,239,302	1,624,258

(損益計算書関係)

## 1 フランチャイズ関連収入のうち、関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
関係会社への売上高	1,029,936	1,174,748

## 2 フランチャイズ関連原価は、店舗設備の原価・入浴関連資材の原価等であります。

## 3 販売費及び一般管理費の主なもの

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
役員報酬	124,750	128,900
給料手当	66,227	148,029
株式報酬費用	50,428	48,535
減価償却費	1,047	1,178
租税公課	75,816	80,217
支払報酬	30,416	37,215

おおよその割合

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
販売費	1%	1%
一般管理費	99%	99%

## 4 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
受取利息	65,955	48,706

## (有価証券関係)

## 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2025年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載していません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	前事業年度
子会社株式	10,000
関連会社株式	200,000
計	210,000

当事業年度(2026年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載していません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	当事業年度
子会社株式	10,000
関連会社株式	200,000
計	210,000

## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	1,270,360	1,188,041
貸倒引当金	641,985	515,746
減損損失累計額	25,295	21,724
株式報酬費用	78,854	89,861
子会社株式	490,755	490,755
会社分割に伴う承継会社株式	584,567	584,567
その他	10,038	14,250
繰延税金資産小計	3,101,858	2,904,946
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	1,234,209	1,133,717
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,813,069	1,699,961
評価性引当額小計	3,047,279	2,833,679
繰延税金資産合計	54,578	71,267
繰延税金負債		
投資有価証券	33,746	37,841
繰延税金負債合計	33,746	37,841
繰延税金資産の純額	20,832	33,425

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.61%	3.72%
評価性引当額の増減	22.32%	25.69%
その他	0.94%	0.53%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.97%	8.13%

## (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「注記事項(重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額 又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物	-	495,713	-	495,713	19,084	19,084	476,628
土地	1,302,226	522,802	-	1,825,028	-	-	1,825,028
その他	39,275	2,970	-	42,246	39,273	330	2,972
有形固定資産計	1,341,501	1,021,486	-	2,362,988	58,358	19,415	2,304,629
無形固定資産							
その他	247,993	29,973	-	277,966	245,394	901	32,571
無形固定資産計	247,993	29,973	-	277,966	245,394	901	32,571

## 【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金	2,096,622	-	-	412,278	1,684,343
賞与引当金	-	11,558	4,561	-	6,997

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替等による減少であります。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで															
定時株主総会	6月中															
基準日	3月31日															
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日															
1単元の株式数	100株															
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額															
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、電子公告によることができない事故その他やむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 <a href="https://www.gokurakuyu-holdings.co.jp/ir/koukoku.html">https://www.gokurakuyu-holdings.co.jp/ir/koukoku.html</a>															
株主に対する特典	<p>長期保有の株主様に対し、極楽湯グループ各店をご利用頂ける「無料入浴券（電子）」を贈呈基準に従い発行致します。（1）</p> <p>（株主名簿の記録確認を3月末・9月末に行う）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>株主名簿への記録</th> <th>連続3回 （1年以上）</th> <th>連続5回以上 （2年以上）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100株以上</td> <td>4枚</td> <td>6枚</td> </tr> <tr> <td>300株以上</td> <td>6枚</td> <td>8枚</td> </tr> <tr> <td>500株以上</td> <td>10枚</td> <td>12枚</td> </tr> <tr> <td>5,000株以上</td> <td>20枚</td> <td>22枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 利用可能店舗 国内 極楽湯（直営全店・一部FC店）・・・1名様ご利用につき1枚必要 RAKU SPA 鶴見、RAKU SPA GARDEN 名古屋・・・1名様ご利用につき2枚必要 RAKU SPA BAY 横浜、RAKU SPA Station 府中・・・1名様ご利用につき2枚必要 RAKU SPA Station 武蔵小金井（フリータイム）1名様ご利用につき2枚必要 RAKU SPA 1010 神田（銭湯・サウナコース）・・・1名様ご利用につき1枚必要 RAKU SPA 1010 神田（RAKU SPAコース）・・・1名様ご利用につき2枚必要 RAKU SPA Cafe 浜松（小人利用）・・・1名様ご利用につき1枚必要 RAKU SPA Cafe 浜松（大人利用）・・・1名様ご利用につき2枚必要</p> <p>2 ご利用頂けない店舗 京王高尾山温泉 / 極楽湯 枚方店、極楽湯 東大阪店 RAKU CAFE 池袋 RAKU CAFE 心齋橋 中国全系列店</p> <p>3 RAKU SPA BAY 横浜を23時以降、RAKU SPA 1010 神田、RAKU SPA Station 府中を25時以降、RAKU SPA 鶴見、RAKU SPA GARDEN 名古屋、RAKU SPA Station 武蔵小金井を26時以降ご利用の場合は、別途料金が発生致します。</p>	株主名簿への記録	連続3回 （1年以上）	連続5回以上 （2年以上）	100株以上	4枚	6枚	300株以上	6枚	8枚	500株以上	10枚	12枚	5,000株以上	20枚	22枚
株主名簿への記録	連続3回 （1年以上）	連続5回以上 （2年以上）														
100株以上	4枚	6枚														
300株以上	6枚	8枚														
500株以上	10枚	12枚														
5,000株以上	20枚	22枚														

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第46期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

2025年6月30日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年6月30日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

第47期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

2025年11月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく  
臨時報告書

2025年6月30日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく  
臨時報告書

2026年6月29日関東財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月29日

株式会社極楽湯ホールディングス  
取締役会 御中

### 監査法人アリア

東京都港区

代表社員

業務執行社員

公認会計士

茂木

秀俊

代表社員

業務執行社員

公認会計士

山中

康之

### < 連結財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社極楽湯ホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社極楽湯ホールディングス及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

店舗固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は当連結会計年度の連結財務諸表において、有形固定資産8,204百万円及び減損損失150百万円を計上している。会社の有形固定資産のほとんどは日本の温浴施設である。</p> <p>会社は、注記事項（連結損益計算書関係）に記載されている通り、店舗ごとに資産をグルーピングしており、店舗別に減損の兆候の有無を把握し、兆候が識別された店舗に関して、減損損失の認識の判定を行っている。</p> <p>減損の兆候があり、当該店舗から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、回収可能価額まで帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として計上している。</p> <p>減損損失の認識及び測定において使用する回収可能価額は、将来の事業計画及び過去の実績等を考慮して計算された将来キャッシュ・フローの見積りや割引率等の複数の仮定に基づいているが、これらは今後の市場環境の変化により影響を受ける可能性があり、不確実性が高い。また、経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、有形固定資産の減損の兆候判定、減損損失の認識及び測定について、主として、以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗用固定資産の減損判定プロセスに関する内部統制の整備・運用状況の評価を実施した。</li> <li>・会社が利用可能な情報に基づき、減損の兆候を把握していることを確かめるため、経営者等へ質問を実施するとともに、兆候判定方法の妥当性を検討し、基礎資料との突合及び共通費の按分計算の検討を踏まえ、その正確性を検討した。</li> <li>・前連結会計年度に経営者が立案した店舗別損益計画と実際の店舗損益との比較検討を実施した。</li> <li>・取締役会で承認された次年度の予算との整合性を検証した。</li> <li>・店舗別の売上高予測について、過去の実績と比較し、計画している将来の施策の詳細との整合性があるかを検討した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、監査人は、連結財務諸表の監査を計画し実施する。連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社極楽湯ホールディングスの2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社極楽湯ホールディングスが2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適

用される。

・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### < 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

2026年6月29日

株式会社極楽湯ホールディングス

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員

業務執行社員

公認会計士

茂木

秀俊

代表社員

業務執行社員

公認会計士

山中

康之

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社極楽湯ホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社極楽湯ホールディングスの2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

### < 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。